

平成30年度

阪南市教育委員会点検・評価報告書

(平成29年度施策・事業対象)



平成30年10月  
阪南市教育委員会

## はじめに

平成20年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価の結果をまとめた報告書を公表しています。

阪南市では、市長と教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議において、平成27年度に『阪南市教育大綱』（計画期間3年）を策定しました。

平成29年4月からは、教育長と教育委員で組織する新たな教育委員会制度のもと、「～生涯にわたり学び、地域に還元できるまち～」をめざして、施策・事業を実施してまいりました。

本報告書は、平成29年度に教育委員会が実施した主要な施策・事業を抽出し、教育に関する学識経験者（教育委員会評価委員）の助言・指導をいただき、点検・評価を行ったものです。

ここに公表するとともに、次年度以降の事務改善に役立ててまいりたいと考えています。

平成30年10月

阪南市教育委員会



(東鳥取小学校)

# 目 次

I	教育委員会の点検・評価制度について	1
1	教育委員会の点検・評価制度の概要	2
2	阪南市教育委員会の点検・評価の手法	3
II	点検・評価結果	5
1	点検・評価シートの見方	6
2	点検・評価項目	8
第1節	幼稚園教育の充実	11
1-1	幼稚園運営事業	
1-2	幼稚園教職員研修事業	
1-3	幼稚園就園助成等事業	
1-4	預かり保育事業	
1-5	幼稚園体験入園事業	
1-6	幼稚園安全対策事業	
1-7	私立認定こども園等運営事業	
1-8	公立幼稚園耐震化事業	
第2節	学校教育の充実	20
2-1	地域教育協議会補助事業	
2-2	学力向上事業	
2-3	小中学校特別支援教育就学奨励事業	
2-4	小中学校就学援助事業	
2-5	児童教育支援（通訳）事業	
2-6	障がい児教育支援事業	
2-7	学校支援員配置事業	
2-8	進路選択支援事業	
2-9	教育支援事業	
2-10	小・中学校整理統合整備事業	
2-11	小中学校大規模改修等事業	
2-12	東鳥取（旧波太）小学校校舎増築事業	
2-13	小学校安全対策事業	

- 2-14 小中学校教職員研修事業
- 2-15 スクールガードリーダー推進事業
- 2-16 適応指導教室実施事業
- 2-17 スクールカウンセラー配置事業
- 2-18 小中学校保健事業
- 2-19 学校情報化推進事業
- 2-20 学校図書館専任司書配置事業
- 2-21 英語教育指導助手活用事業
- 2-22 給食センター管理運営事業
- 2-23 中学校給食運営事業
- 2-24 学校給食センター建替え事業

### 第3節 生涯学習の推進 . . . . . 45

- 3-1 生涯学習推進事業
- 3-2 社会教育委員活動事業
- 3-3 人権研修事業
- 3-4 文化センターホール管理運営事業
- 3-5 青少年健全育成活動事業
- 3-6 成人式開催事業
- 3-7 野外活動広場（桜の園）管理事業
- 3-8 尾崎公民館運営事業
- 3-9 尾崎公民館管理事業
- 3-10 東鳥取公民館運営事業
- 3-11 東鳥取公民館管理事業
- 3-12 西鳥取公民館運営事業
- 3-13 西鳥取公民館管理事業
- 3-14 図書館管理運営事業
- 3-15 ブックスタート事業
- 3-16 放課後子ども教室推進事業
- 3-17 留守家庭児童会運営事業
- 3-18 放課後の子どもの居場所事業
- 3-19 本のリサイクル関連事業
- 3-20 阪南市フレンドシップコンサート事業
- 3-21 下荘小学校跡地活用事業

第4節 歴史・文化の保存と継承 . . . . . 67

- 4-1 文化財保護事業
- 4-2 向出遺跡整備保存事業
- 4-3 文化財啓発事業

第5節 国際交流の推進 . . . . . 71

- 5-1 国際交流委託事業

第6節 生涯スポーツの振興 . . . . . 73

- 6-1 社会体育施設管理運営事業
- 6-2 憩いの広場管理事業
- 6-3 スポーツ推進委員活動事業
- 6-4 スポーツ活動推進事業
- 6-5 生涯スポーツ指導者等講習会開催事業
- 6-6 各種大会運営委託事業
- 6-7 健幸ポイントプロジェクト事業

Ⅲ 教育委員会会議の実施状況及び教育委員会の活動状況 . . 81

資料等 . . . . . 88

## **I 教育委員会の点検・評価制度について**

# I 教育委員会の点検・評価制度について

## 1 教育委員会の点検・評価制度の概要

### (1) 点検・評価制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会は、①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことが規定されています。

また、点検・評価の方法、報告書の様式、議会への提出方法などについては、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定するものとされています。

### (2) 学識経験者の知見の活用について

「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとされています。

なお、「教育に関し学識経験を有する者」については、教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べることを期待できる人を想定しています。あくまでも評価の客観性を確保するという趣旨から、必ずしも教員経験者や、大学の研究者などの教育についての専門家でなければならないことはありません。

### (3) 市議会への提出・公表

教育委員会が実施した前年度事業について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、市議会へ提出後、公表します。

## 2 阪南市教育委員会の点検・評価の手法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正の趣旨に沿い、阪南市教育委員会の評価手法について、平成20年11月に「阪南市教育委員会評価委員設置要綱」を制定しました。さらに、平成25年12月に、より多くの視点に基づく意見や多様な学識経験に基づく知見を活用するため、「阪南市教育委員会評価委員会条例」を制定し、平成26年度から3人の合議制の委員会となりました。

### (1) 目的

効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とします。

### (2) 実施方法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条を基に、教育委員会事務局各課の主要な施策・事業を評価シートにて点検・評価を行います。

まず、事業実施担当課において、評価シートを用い、施策・事業の目標に対して、取組の効果や今後の課題について考察します。

その後、評価委員の、前年度の取組状況を点検・評価を得て、市議会に報告書を提出します。

### (3) 点検・評価の経過

年 月	会 議 等	内 容
平成30年8月	第1回評価委員会	点検・評価シート(案)について (委員に各評価シートを説明)
平成30年10月	第2回評価委員会	点検・評価結果について
平成30年11月	定例教育委員会	点検・評価報告書について
平成30年12月	市議会に報告書を提出	

#### (4) 学識経験者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する評価委員の方から、教育委員会が自ら行った点検・評価について、その客観性を確保するため包括的にご意見をいただき、今後の教育行政に活かします。

阪南市教育委員会評価委員名簿（敬称略）	
ふりがな	のむら まさあき
氏名	野村 正昭
所属・職名	阪南市社会教育委員会議議長 阪南市青少年指導員協議会顧問 少年補導員
専門領域	生涯学習関係
ふりがな	こいそ かずお
氏名	小磯 一雄
所属・職名	大阪市立堀川小学校 元校長
専門領域	学校教育関係
ふりがな	しばさき かずや
氏名	柴崎 一也
所属・職名	阪南市立朝日小学校 元校長 学校法人浪商学園 大阪体育大学浪商高等学校入試対策室
専門領域	学校教育関係

#### (5) 市民への公表

点検・評価の結果は、市民情報コーナー及び本市ウェブサイトにて公表します。

## Ⅱ 点検・評価結果

## Ⅱ 点検・評価結果

### 1. 点検・評価シートについて

教育委員会事務局各部署の主要な施策・事業を点検・評価するために点検・評価シートを作成しています。

### 2. 点検・評価シートについての見方（右表の例参照）

#### 上表

- (1) 事業名 — 各課の主要な施策・事業名を記載しています。
- (2) 担当課 — 課・室・館・センター名を記載しています。
- (3) 目的 — 施策・事業の目的について記載しています。
- (4) 事業の概要 — シート事業概要についての内容を記載しています。
- (5) 平成29年度の取組状況 — 平成29年度の取組状況を記載しています。
- (6) 事業費 — 平成29年度決算額及び平成30年度予算額を記載しています。
- (7) 総合内部評価 — 担当課での内部評価を記載しています。
- (8) 今後の課題と改善策 — 事業推進上の課題と改善策を記入しています。

#### 下表

- (9) 評価委員の意見 — 評価委員の意見を記載しています。
- (10) 教育委員会の方針 — 評価委員の意見及び課題等を受け、今後の方針を記載しています。

事業名	幼稚園運営事業		担当課	教育総務課
目的	適切な環境の中で幼児を保育し、その心身の発達を促す。			
事業の概要	3歳から5歳児の保育料は、  に応じて市が定める。			
平成29年度の取組状況	幼稚園教育要領に基づき、各園がめざす子ども像を設定し、生涯の人格形成の基礎を培うことを目的に、幼児教育に取り組むとともに、安全安心な幼稚園運営を行った。 (平成29年5月1日現在の在園児数は4園合計293名)			
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	23,300	平成30年度 (予算額)	21,876
総合内部評価	幼稚園教育要領及び阪南市学校園教育基本方針に基づき、5領域（健康・人間関係・環境・言語・表現）において、適切な環境の中で教育保育を実施し、幼児の心身の発達を促すとともに、施設については、尾崎幼稚園の耐震化など安全安心な幼稚園運営を行うことができた。			
今後の課題と改善策	生活スタイルが変化し、公立幼稚園の就園率は低下傾向であり、私立認定こども園や幼稚園との違い、地域に根ざした教育活動をアピールし、様々な価値観を持つ保護者のニーズに応じていく必要がある。			

評価委員の意見
教育委員会の方針

# 点検・評価項目

## 《基本目標》

### 生涯にわたり学び、地域に還元できるまち

#### ◎分野のめざす姿

- 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの“学び”や“育ち”を支援するとともに、園児・児童・生徒が、健やかで安全な学校園環境のもと、質の高い充実した教育を受けています。
- 市民がスポーツに親しんだり、歴史・文化の教養を高めたりしながら、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある生活を送っています。
- 市民が互いの人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持って、いきいきと生活しています。

## 【施策項目】

### 第1節 幼稚園教育の充実

(平成29年度 阪南市学校園教育基本方針参照)

### 第2節 学校教育の充実

(平成29年度 阪南市学校園教育基本方針参照)

### 第3節 生涯学習の推進

### 第4節 歴史・文化の保存と継承

### 第5節 国際交流の推進

### 第6節 生涯スポーツの振興

第1節 幼稚園教育の充実		担当課
1-1	幼稚園運営事業	教育総務課
1-2	幼稚園教職員研修事業	学校教育課
1-3	幼稚園就園助成等事業	教育総務課
1-4	預かり保育事業	学校教育課
1-5	幼稚園体験入園事業	学校教育課
1-6	幼稚園安全対策事業	教育総務課
1-7	私立認定こども園等運営事業	教育総務課
1-8	公立幼稚園耐震化事業	教育総務課
第2節 学校教育の充実		担当課
2-1	地域教育協議会補助事業	学校教育課
2-2	学力向上事業	学校教育課
2-3	小中学校特別支援教育就学奨励事業	教育総務課
2-4	小中学校就学援助事業	教育総務課
2-5	児童教育支援（通訳）事業	学校教育課
2-6	障がい児教育支援事業	学校教育課
2-7	学習支援員配置事業	学校教育課
2-8	進路選択支援事業	学校教育課
2-9	教育支援事業	学校教育課
2-10	小・中学校整理統合整備事業	教育総務課
2-11	小中学校大規模改修等事業	教育総務課
2-12	東鳥取（旧波太）小学校校舎増築事業	教育総務課
2-13	小学校安全対策事業	教育総務課
2-14	小中学校教職員研修事業	学校教育課
2-15	スクールガードリーダー推進事業	学校教育課
2-16	適応指導教室実施事業	学校教育課
2-17	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課
2-18	小中学校保健事業	教育総務課
2-19	学校情報化推進事業	教育総務課
2-20	学校図書館専任司書配置事業	学校教育課
2-21	英語教育指導助手活用事業	学校教育課
2-22	給食センター管理運営事業	学校給食センター
2-23	中学校給食運営事業	学校給食センター
2-24	学校給食センター建替え検討事業	学校給食センター

変更

新規



第3節 生涯学習の推進		担当課
3-1	生涯学習推進事業	生涯学習推進室
3-2	社会教育委員活動事業	生涯学習推進室
3-3	人権研修事業	生涯学習推進室
3-4	文化センターホール管理運営事業	生涯学習推進室
3-5	青少年健全育成活動事業	生涯学習推進室
3-6	成人式開催事業	生涯学習推進室
3-7	野外活動広場（桜の園）管理事業	生涯学習推進室
3-8	尾崎公民館運営事業	尾崎公民館
3-9	尾崎公民館管理事業	尾崎公民館
3-10	東鳥取公民館運営事業	東鳥取公民館
3-11	東鳥取公民館管理事業	東鳥取公民館
3-12	西鳥取公民館運営事業	西鳥取公民館
3-13	西鳥取公民館管理事業	西鳥取公民館
3-14	図書館管理運営事業	図書館
3-15	ブックスタート事業	図書館
3-16	放課後子ども教室推進事業	生涯学習推進室
3-17	留守家庭児童会運営事業	生涯学習推進室
3-18	放課後の子どもの居場所事業	生涯学習推進室
3-19	本のリサイクル関連事業	図書館
3-20	阪南市フレンドシップコンサート事業	学校教育課
3-21	下荘小学校跡地活用事業	生涯学習推進室
第4節 歴史・文化の保存と継承		担当課
4-1	文化財保護事業	生涯学習推進室
4-2	向出遺跡整備保存事業	生涯学習推進室
4-3	文化財啓発事業	生涯学習推進室
第5節 国際交流の推進		担当課
5-1	国際交流委託事業	生涯学習推進室
第6節 生涯スポーツの振興		担当課
6-1	社会体育施設管理運営事業	生涯学習推進室
6-2	憩いの広場管理事業	生涯学習推進室
6-3	スポーツ推進委員活動事業	生涯学習推進室
6-4	スポーツ活動推進事業	生涯学習推進室
6-5	生涯スポーツ指導者等講習会開催事業	生涯学習推進室
6-6	各種大会運営委託事業	生涯学習推進室
6-7	健幸ポイントプロジェクト事業	生涯学習推進室

計64件



## 第1節 幼稚園教育の充実



### ■現状と課題

- 子育てがしやすい環境をめざし、3歳児保育や預かり保育などに取り組んでいます。少子化が進むなか、幼稚園の適正配置や保護者のニーズに応える幼児教育が求められています。
- 国の幼稚園と保育所の包括的・一体的な制度の構築を見据えながら、幼稚園と保育所の連携なども含めて、より安心して園児が学び育つことのできる環境づくりが求められています。
- 子育て問題の多様化やよりきめ細かな教育支援の観点から、関係諸機関との連携や保護者のニーズに合わせた教育相談活動の充実が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 良好な教育環境により、園児が、健やかで安全安心な生活を送ることができる幼稚園となっています。
- 園児一人ひとりが自尊感情を高め、知・体・徳を豊かに育む教育を受けています。
- 市民が教育に関心を持つとともに、幼稚園・家庭・地域の連携の重要性に気づき、園児の学びや育ちを支援しています。

## 事業名

1 幼稚園運営事業	5 幼稚園体験入園事業
2 幼稚園教職員研修事業	6 幼稚園安全対策事業
3 幼稚園就園助成等事業	7 私立認定こども園等運営事業
4 預かり保育事業	8 公立幼稚園耐震化事業

事業名	幼稚園運営事業		担当課	教育総務課
目的	適切な環境の中で幼児を保育し、その心身の発達を促す。			
事業の概要	3歳から5歳までの就学前児童が、教育・保育を受ける。 保育料は、国が定める基準を上限として、保護者の所得に応じて市が定める。			
平成29年度の取組状況	幼稚園教育要領及び阪南市学校園教育基本方針に基づき、各園がめざす子ども像を設定し、生涯の人格形成の基礎を培うことを目的に、幼児教育に取り組むとともに、安全安心な幼稚園運営を行った。 (平成29年5月1日現在の在園児数は4園合計293名)			
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	23,300	平成30年度 (予算額)	21,876
総合内部評価	幼稚園教育要領及び阪南市学校園教育基本方針に基づき、5領域（健康・人間関係・環境・言語・表現）において、適切な環境の中で教育保育を実施し、幼児の心身の発達を促すとともに、施設については、尾崎幼稚園の耐震化など安全安心な幼稚園運営を行うことができた。			
今後の課題と改善策	生活スタイルが変化し、公立幼稚園の就園率は低下傾向であり、私立認定こども園や幼稚園との違い、地域に根ざした教育活動をアピールし、様々な価値観を持つ保護者のニーズに応じていく必要がある。			

評価委員の意見

5領域において、適切な環境の中で安全安心な幼稚園運営ができたことに感謝する。今後は、私立より公立のよさをおおいにPRし、より一層の就園率の向上をお願いする。公立幼稚園の就園率が低下傾向にある中、公立幼稚園の魅力を最大限にアピールし、就園率の向上に向けた対策を進めてほしい。  
全国各地で、思わぬ災害が多発し、予想を超えた被害が出ている。施設・設備の管理体制を強化し、園児が、安全で安心して教育保育を受られるようお願いする。

教育委員会の方針

保護者ニーズが多様化する中で、より一層公民の連携を深め、公立幼稚園については地域の核として、幼稚園教育要領及び阪南市学校園教育基本方針に基づき、幼児の心身の発達を促す幼児教育活動を実践するとともに、これまで担ってきた子育てや親育ちの場としての役割やセーフティネットとしての役割などを踏まえ、就学前児童全体での就園率の向上につなげる。  
園児が安全で安心して教育保育が受けられるよう、施設・設備の管理体制については、これまで以上に園と関係課相互の連携を図る。

事業名	幼稚園教職員研修事業	担当課	学校教育課
目的	園児に対する指導・支援の充実のため、教職員の資質向上をめざす。		
事業の概要	園児に対する指導や支援の充実、新しい教育課題や危機管理に対する教職員の資質向上や対処能力向上のため、研修を実施する。		
平成29年度の取組状況	幼稚園教育要領の改訂を受け、これからの就学前教育で取り組むべきこと等について、外部講師をお招きし研修を実施した。また、保育所職員や小・中学校との合同での研修も実施した。研修後には、参加者へアンケートやレポートを課すことで、研修内容の充実にも努めた。		
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	430	平成30年度 （予算額）
			345
総合内部評価	平成30年度の新幼稚園教育要領のスタートに向け、充実した研修を実施することができた。また、小中学校教員や保育所職員などと合同での研修も実施し、連携を図った。		
今後の課題と改善策	保育所との職場体験研修が実施できなかったため、更なる連携に向けた無理のない研修を企画するとともに、就学前教育の充実に向け研修を実施していく。		

#### 評価委員の意見

小・中教職員や保育所職員の継続研修をお願いします。アンケートやレポートを課すだけではなく、その結果をみんなで共有して活用されることを望む。  
園児に対する指導・支援を充実させるためにも、若手教職員の資質向上を高める研修は不可欠である。保・幼・小・中の合同研修も実施されているとのこと、更に連携を深めて実践に結びつく実りある研修につながることを期待する。  
教職員の資質向上のために、外部講師を招いての研修は評価できる。ただ、限られた予算の中で今後より一層現場のニーズにあった研修が実施できるかがポイントである。

#### 教育委員会の方針

研修の見直しを毎年行い、今、求められる保育の質が更に向上するような内容の研修実施に努めている。若手職員の育成についても研究保育等の実施等、充実を図っている。  
また、その研修内容については、各園での園内研修等の機会に共有するように参加者には伝えていくところである。  
保・幼・小・中の教職員と一緒に研修を受け、教職員同士の交流を深め、学び合えるような機会を設け、保育に生かしていけるよう今後も努める。

事業名	幼稚園就園助成等事業		担当課	教育総務課
目的	私立幼稚園就園者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の普及促進を図る。			
事業の概要	阪南市在住の私立幼稚園就園者の保護者の負担軽減を図る。 ①私立幼稚園就園奨励費補助金（就園奨励費）：所得状況に応じた補助金を支給。 ②私立幼稚園児就園助成金（就園助成金）：阪南市内の私立幼稚園が対象。就園奨励費の受給状況に応じた助成金を支給。			
平成29年度の取組状況	国・市要綱に基づき、広報はんなん等で周知、幼稚園を通じて制度に関する案内文を対象園児の保護者に配付した。 就園奨励費…8園、216人、29,569,450円 就園助成金…2園、219人、2,066,100円			
事業費（千円）	平成29年度（決算額）	31,636	平成30年度（予算額）	29,359
総合内部評価	認定審査及び支給に遺漏が生じないよう各幼稚園と連携し、保護者への制度の周知・説明を十分に行い、補助金及び助成金を適切に交付することができた。また、対象とする私立幼稚園と連携し、年度末で就園助成金を廃止した。			
今後の課題と改善策	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園が本事業の対象であるため、随時、新制度への移行に関する意向確認が不可欠である。また、子ども・子育て支援新制度に移行した施設の保育料とのバランスを踏まえ廃止した就園助成金の周知とあわせて就園奨励費を適切に支給する必要がある。			

<b>評価委員の意見</b>
大きな予算が組まれた事業である。いろいろな分野で教育に関わる無償化が進んでいるが、幼稚園の経費が負担となっている保護者もいまだ多い。公立と私立のバランスを取りながら、新制度に対する保護者理解を更に進めて適正な執行をお願いする。 事業そのものは必要と考えるが、少しでも多くの子どもが公立幼稚園や保育所、新制度の認定こども園等を選択して入園所するよう努力を期待する。
<b>教育委員会の方針</b>
就園奨励費が、国の子ども・子育て支援新制度に移行した施設に係る施設型給付費の保育料と整合性を保つよう制度の充実が図られているため、市独自制度である就園助成金については、市内の私立幼稚園2園と連携し、昨年度末に制度を廃止した。 対象となる私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について注視する中で、保護者へ就園助成金の廃止の周知とともに、適正に就園奨励費の支給を行うことにより、就学前児童全体での就園率の向上につなげる。

事業名	預かり保育事業		担当課	学校教育課
目的	保護者の子育てを支援する。			
事業の概要	幼稚園が家庭の子育てを支援するため、希望する保護者の園児を通常保育終了後に預かり、保育活動を行う。保育料は1回につき300円（水曜日のみ500円）、月極め希望者は5,000円/月。			
平成29年度の取組状況	尾崎幼稚園の教育活動場所の一時移転等により、預かり保育もはあとり幼稚園で実施したが、指導員の欠員もなく実施することができた。参加者数は減少したが、常時利用している家庭もあった。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	2,470	平成30年度 （予算額）	2,617
総合内部評価	各園において、毎日預かり保育を実施し、保護者の子育て支援として、大きな役割を果たした。			
今後の課題と改善策	全国的な保育士不足の影響からか、預かり保育指導員の確保が近年の課題である。預かり保育を利用する園児が多い日には、2名体制で実施しているが、指導員が確保できない場合には、別の業務を行う教員が代わりに預かり保育を行わざるを得ないこともあった。			

評価委員の意見

預かり保育は子育て支援として大きな役割を果たしている。関係者の努力で、指導員確保や課題をクリアして事業の定着が見られるようだ。今後、教員には負担をかけない体制づくりを進めてほしい。  
共稼ぎの家庭や単親家庭にとっては、非常に有効な事業である。指導員の確保が課題とあるが、広報誌に募集の案内を載せるだけでなく、指導員のやりがいや喜びをウェブサイトで発信する等の工夫がもっと必要であろう。

教育委員会の方針

ご指摘のとおり、預かり保育の継続実施に向け、指導員の確保が重要な課題となっている。広報誌、ウェブサイト、ポスター等による案内だけでなく、週1回の勤務など、より働きやすい勤務体制について周知、募集し、これまで以上に積極的に人材の確保に努め、教員に過度の負担をかけない体制を作る。

事業名	幼稚園体験入園事業		担当課	学校教育課
目的	親子登園等を実施し、家庭の子育て支援をする。			
事業の概要	子どもたちが幼稚園に慣れ親しむ機会をつくるため、未就園児とその保護者に対し、親子登園や体験入園を実施するとともに、関係機関と連携した子育て相談や講演会を実施する。			
平成29年度の取組状況	親子登園・体験入園・すこやか相談やすこやか講演会を定期的を実施し、多くの方に参加いただいたが、昨年度より少ない人数であった。リピーター率は高く、子育て支援につながった。 (親子登園及び3歳児体験入園…毎月各1回、すこやか相談及びすこやか講演会…毎年各3回程度)			
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	0	平成30年度 (予算額)	0
総合内部評価	5月から体験入園を開始し、幼稚園での生活や活動について周知した。また、NPOや民生児童委員、保健師との連携を行い、保護者同士の交流などを通して、子育て不安の解消や子どもが幼稚園に慣れ親しむ機会として有効であった。			
今後の課題と改善策	ウェブサイトや広報誌等を活用し周知しているが、参加者数が年々減少している。保護者、子どもたちにとって参加しやすい日程を設定することや、引き続き広く周知していく。			

<b>評価委員の意見</b>
幼稚園に慣れ親しむ機会としては有効であるが、参加人員の少ない結果に対しては、広報誌等による該当保護者に対する働きかけや日程設定のあり方に一工夫が必要である。参加者数は減っているが、この事業に参加する子どもがほぼ入園しているのであれば、公立幼稚園の入園数増加のための工夫改善の手立てにならないのだろうか。平成26年度体験予想人数790人、実際の体験人数572人と記録にある。減少にあるという現状は、何名程度の参加者なのか。体験者が入園者につながるのであれば、増加に向けた対策とその実践が急務である。
<b>教育委員会の方針</b>
体験入園は、未就園児が幼稚園に慣れ親しむ機会として、一定の効果をあげ、就園につながっている。 平成29年度の体験人数は、尾崎幼稚園とはあとり幼稚園の2園が合同実施を行った時期があったことから、平成28年度の537名から391名へと減少した。今後も、体験日の日程調整等、体験者が参加しやすくなるための方策を検討するとともに、保健センターなど、関係機関の連携を更に深め、子育ての不安の解消や、保護者同士の交流の場としての役割を果たす。

事業名	幼稚園安全対策事業		担当課	教育総務課
目的	公立幼稚園の園児の安全を確保する。			
事業の概要	幼稚園内における子どもたちの安全確保や、不審者の抑止等のため、各幼稚園の入口に受付員を配置する。 また実施に当たっては保護者や地域住民により、子どもたちとのふれあいを大切にしながら、自ら幼稚園を守るという意識の向上を図る。			
平成29年度の取組状況	阪南市社会福祉協議会に委託 実施幼稚園数：4園 実施日数平均：尾崎幼稚園 61日、他3園 197日 活動者数：118人（幼稚園・小学校合計）			
事業費（千円）	平成29年度（決算額）	1,321	平成30年度（予算額）	1,520
総合内部評価	尾崎幼稚園は園舎の耐震化のため、一時はあたり幼稚園に教育活動場所を移動したが、4園とも必要な日には受付員を配置し、幼稚園生活の安全確保を図った。また、受託者と連携し受付員の研修・意見交換会を行い、子どもたちの安全確保について、共通認識を持つことができた。			
今後の課題と改善策	事業の継続と継承のため、受託者と連携して学校現場や保護者とも情報共有を図ることで、受付員としての担い手を維持していく必要がある。			

<b>評価委員の意見</b>
<p>大きな問題もなく園児の安全が守られているというのは、受付員をはじめとする関係者のご努力によるものである。不審者の抑止とともに、車社会であり、園児の登園・降園時の安全確保に努めてほしい。</p> <p>今は、何が起きるか不透明な時代である。常に危機意識をもって、園児の安全を確保してほしい。今後受託者と連携して現場と保護者の意思疎通を密にして、子どもたちの安全確保をお願いする。小学校も含め受付員の担い手の維持が必要と思われる。</p>
<b>教育委員会の方針</b>
<p>幼稚園内における子どもたちの安全確保や不審者の抑止等のため、各幼稚園の入口に受付員の配置を継続する。</p> <p>実施にあたっては、受付員と幼稚園現場のみならず、保護者等とも日頃から関わりを密にして、子どもたちの安全確保についての意識向上を図るとともに、受付員としての担い手を維持・確保する。</p>

事業名	私立認定こども園等運営事業		担当課	教育総務課	
目的	子ども・子育て支援新制度に伴う幼児期の教育・保育の総合的に提供する。				
事業の概要	子ども・子育て支援新制度に移行した私立認定こども園や私立幼稚園の1号認定者（満3歳児から5歳児の幼稚園該当者）に対する運営費を給付する。				
平成29年度の取組状況	各施設（私立認定こども園等7園）に対し、年間通算1160人分の施設型給付費を支給した。				
事業費（千円）	平成29年度（決算額）	98,847	平成30年度（予算額）	129,758	
総合内部評価	子ども・子育て支援新制度に基づき、1号認定者に対し、国の段階的無償化の取組も踏まえて、施設型給付費を適切に支給することができた。				
今後の課題と改善策	市外の施設に通園する園児も対象となるため、市内外の施設及び他市町村と連携し、公定価格、加算の新設等の改正に適切に対応していく必要がある。				

評価委員の意見

大きな予算が計上されている事業である。関係者の新制度についての共通理解を図り、適切な執行をお願いする。  
 新制度に移行した私立施設に係る運営費の市負担分を給付しているとのことであるが、あまりにも大きな金額である。公立の幼稚園・保育所も新制度に移行していることをアピールし、公立施設の入園所数を伸ばす努力をお願いする。

教育委員会の方針

関係課や市内外の施設、関係市町村と連携し、子ども・子育て支援新制度における国の施設型給付費の制度改正や幼児教育の段階的無償化の取組について、保護者に周知を図り、各施設に対して適切に給付する。

事業名	公立幼稚園耐震化事業		担当課	教育総務課
目的	園児の安全安心な教育環境を確保する。			
事業の概要	今後の子育て施設のあり方を検討するにあたり、施設の状況を把握し必要に応じた対策をとる。			
平成29年度の取組状況	公立4幼稚園のうち、旧耐震基準の建物10棟について、耐震診断結果を踏まえ、尾崎幼稚園の保育室の耐震補強工事と補強が必要な建物については補強計画業務を実施した。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	40,053	平成30年度 （予算額）	0
総合内部評価	尾崎幼稚園の保育室1棟の耐震補強工事を実施したことで、尾崎幼稚園での幼稚園運営が実施できている。また、尾崎幼稚園の残りの園舎とはあと幼稚園の園舎の補強計画を作成することで、耐震改修のための準備ができた。			
今後の課題と改善策	今後の施設のあり方について中長期的な視点における環境整備には時間を要することから、当面の間は、二重投資を避けつつ、安全確保の観点から早急な耐震化を図らなければならない。			

評価委員の意見

二重投資は、市民の理解を得られないものである。阪南市の幼稚園のあり方を、長期的展望に立って確立することを願う。  
耐震や改修等の工事には、膨大な予算が必要であるが、安全に安心して園児を教育・保育できるような環境設備の充実を計画的に進めてほしい。

教育委員会の方針

公立幼稚園については、今後の子育て施設のあり方の検討内容を踏まえ、耐震化を計画するとともに、老朽改修などの教育・保育環境の充実についても長期的展望に立って検討する。

## 第2節 学校教育の充実



### ■現状と課題

- 学校におけるいじめや不登校、児童・生徒の学ぶ意識の低下、家庭や地域の教育力低下など、さまざまな課題があるなか、確かな学力の向上や豊かな心の育成が求められています。
- 児童・生徒の社会規範を育み、基礎学力や体力を育成するため、学校・家庭・地域が一体となり、一人ひとりの個性と能力に応じた学校教育や地域教育が求められています。
- 地震などの自然災害が想定されるなか、学校施設の耐震化など安全な教育環境を整備するとともに、少子化の進展を踏まえ、学校の適正規模化が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 良好な教育環境により、児童・生徒が、健やかで安全安心な生活を送ることができる学校となっています。
- 児童・生徒一人ひとりが、自尊感情を高め、知・体・徳を豊かに育む教育を受けています。
- 市民が教育に関心を持つとともに、学校・家庭・地域の連携の重要性に気づき、行動することで、地域の教育コミュニティが充実し、児童・生徒の学びや育ちを支援しています。

## 事業名

1	地域教育協議会補助事業	1 3	小学校安全対策事業
2	学力向上事業	1 4	小中学校教職員研修事業
3	小中学校特別支援教育就学奨励事業	1 5	スクールガードリーダー推進事業
4	小中学校就学援助事業	1 6	適応指導教室実施事業
5	児童教育支援(通訳)事業	1 7	スクールカウンセラー配置事業
6	障がい児教育支援事業	1 8	小中学校保健事業
7	学習支援員配置事業	1 9	学校情報化推進事業
8	進路選択支援事業	2 0	学校図書館専任司書配置事業
9	教育支援事業	2 1	英語教育指導助手活用事業
1 0	小・中学校整理統合整備事業	2 2	給食センター管理運営事業
1 1	小中学校大規模改修等事業	2 3	中学校給食運営事業
1 2	東鳥取(旧波太)小学校校舎増築事業	2 4	学校給食センター建替え検討事業

事業名	地域教育協議会補助事業		担当課	学校教育課
目的	地域の教育力の向上、地域の教育コミュニティの推進をめざす。			
事業の概要	地域教育協議会の取組として、地域の団体等を巻き込み、地域のつながりを重視して、地域の教育コミュニティの充実を図る。清掃活動やあいさつ運動、フェスタ等を実施することで、参加者同士の交流の機会を提供し、参画者のボランティア意識の高揚を図る。			
平成29年度の取組状況	協議会全体の交流会を持ち、各協議会の取組等の情報を共有して活動の活性化をめざした。また、新たな人材を発掘する点について、各地域協の共通の課題としてとらえ、機会あるごとに対策を検討していくことができた。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	500	平成30年度 （予算額）	500
総合内部評価	交流会を2回実施し、市教委から親学習等についての情報提供、協議会同士の情報交換や運営の仕方、新たな取組などについて協議した。フェスタ以外の地域独自の活動として「あいさつ運動」や「清掃運動」、「安全見守りパトロール」等の取組を行うことができた。			
今後の課題と改善策	地域教育協議会に参加する地域住民は増加してきているが、新たに継続して役割を担うメンバーの確保が必要である。市のフェイスブックの利用や各地域協のフェスタ等の取組を通して、運営に加わっていただける人材の発掘を行っていききたい。			

<b>評価委員の意見</b>
<p>地域教育協議会のあり方について、小・中学校の整理統合に伴い、新たに検討する必要があると思われる。</p> <p>地域の教育力向上は重要課題である。どの事業にも共通しているのは、指導者・世話係の皆さんの、固定化・高齢化である。事業の計画を確実に遂行するためにも、教育委員会を中心にして、人材の発掘と確保をお願いする。</p>
<b>教育委員会の方針</b>
<p>ご指摘のとおり、地域の教育力向上は重要課題であり、その中で地域教育協議会が果たす役割はより重要になると考えられる。整理統合に伴う地域教育協議会のあり方について検討するとともに、年2回開催している交流会において、各地域教育協議会の取組の好事例や人材確保等の課題を共有する中でよりよい方向性を探っていく。</p>

事業名	学力向上事業		担当課	学校教育課
目的	児童生徒の基礎基本の定着及び活用力の向上をめざすとともに、研修会を開催し、教員の資質向上を図る。			
事業の概要	大阪府教育センター発信の力だめしプリントや単元確認プリントなどを印刷し、活用できるように紙とインク・マスターを各学校の児童生徒数に応じて配付する。 学力の向上を目的とした市教育フォーラムの講師を招聘する。			
平成29年度の取組状況	各小中学校で大阪府のプリント教材に加え、独自の家庭学習プリント等を作成し、児童・生徒の学力向上に向け計画的に取り組んだ。 12月の阪南市教育フォーラムに和歌山大学教授を講師に迎え、「社会で活躍する子どもたちのためのアクティブラーニングのあり方」をテーマに講演を行った。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	627	平成30年度 （予算額）	448
総合内部評価	プリント学習は、各校での取組も定着してきており、学力向上に向け、プリント内容や配付方法の工夫が見られるようになってきた。また、教育フォーラムは、市内幼小中の全教員が同じ研修を受けることができる貴重な機会であり、内容も大変好評だった。			
今後の課題と改善策	学力向上の取組は進めているものの、全国学力・学習状況調査の学力に関する調査問題の結果等、はっきりとした成果になかなか結び付かないことが課題である。			

評価委員の意見

教育フォーラムにより、幼・小・中の教員が同じ研修を受ける機会ができたことは、よかったと思う。一過性ではなく、今後も継続をお願いする。  
全国学力・学習状況調査の結果が出たが、全国から見た大阪府の結果には厳しい状況があり、その大阪府から見た阪南市の現状も厳しい結果となった。  
教職員の資質向上を継続し、的確な児童・生徒の実態把握から、学力向上につながる具体策の取組を期待する。

教育委員会の方針

平成29年度の阪南市教育フォーラムでは、「表現力豊かな子どもを育む授業づくり」をテーマに飯の峯中学校区が実践発表を行い、「表現力」に注目した取組は他校にも広がっている。今後も継続していきたい。  
全国学力・学習状況調査については、毎年、教育委員会・学校ともに結果を分析し、子どもたちの課題の把握に努めるとともに、改善のための授業づくりの模索を続けている。また、家庭教育の弱さが児童生徒質問紙調査結果に表れており、各校では「家庭学習の手引」等を用いて家庭学習の促進を図るとともに、家庭での生活改善についても取り組む。

事業名	小中学校特別支援教育就学奨励事業	担当課	教育総務課	
目的	支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、義務教育の円滑な実施を図る。			
事業の概要	小・中学校の支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、経済的援助として特別支援教育就学奨励費を支給する。			
平成29年度の取組状況	各学校の支援学級に在籍する児童48人、生徒12人、合計60人の保護者に対し、学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費等の一部を支給することにより、経済的な援助を行った。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	2,054	平成30年度 （予算額）	3,373
総合内部評価	申請に対し、適正な審査を行うことができた。 また、認定者に対し、学用品等購入費の実費を確認するなど、適正な援助を行うことができた。			
今後の課題と改善策	制度内容をよりわかりやすく伝えるために、学校関係者と連携して保護者に対するお知らせの表現や内容を工夫する。			

評価委員の意見

支援学級に在籍する児童・生徒の保護者は、いろいろな負担を抱えている。中でも、経済的な負担は大きなものであり、この事業が、適正に審査・援助が実施されていることは成果である。平成30年度も、是非とも保護者の願いにかなう援助をお願いする。

教育委員会の方針

平成30年度は、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について国の補助単価があがったことなど制度が充実したことも含めて、学校現場と連携して制度内容の周知を図ることで、適正に援助する。

事業名	小中学校就学援助事業		担当課	教育総務課
目的	経済的理由により就学が困難な者に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。			
事業の概要	経済的理由により就学が困難と認められる者に対し、経済的援助として就学援助費を支給する。			
平成29年度の取組状況	各学校の児童339人、生徒228人、合計567人の保護者に対し、学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費等の一部又は全部を支給することにより、経済的援助を行った。			
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	47,642	平成30年度 (予算額)	56,306
総合内部評価	申請に対し、適正な審査を行うことができた。 また、認定者に対し、各学校からの経費報告等を基に、適正な援助を行うことができた。			
今後の課題と改善策	平成30年度より中学校新1年生への入学準備金を適切に支給する必要がある。また、小学校新1年生への入学準備金の支給導入について、予算確保及びその方法の手段検討を行う。			

評価委員の意見

経済的な理由で就学できない児童や生徒は、絶対に出してはいけないことである。平成29年度は、適正な審査、適正な補助が出来たことは喜ばしい。大きな予算であるだけに、より慎重に見落としはないか、適正に補助出来ているかなどの審査の充実を図ってほしい。

教育委員会の方針

次年度の中学校新1年生の入学準備金の支給を平成30年度から実施する。年度内に支給することも含め、適正に審査し援助を行う。  
また、引き続き小学校新1年生の入学準備金の年度内支給の手法を検討し、次年度予算の確保に努める。

事業名	児童教育支援（通訳）事業	担当課	学校教育課
目的	帰国や渡日した園児・児童・生徒が学校園生活をおくれるように支援する。		
事業の概要	学校園に各国から帰国や渡日した園児・児童・生徒や保護者に対し、通訳支援者や日本語指導支援者が、母語による支援および日本語指導のサポートを行い、日常生活および学習活動への適応を促す。		
平成29年度の取組状況	学校や関係機関と連携しながら、日本語指導の必要な子どもに対し、通訳支援と日本語指導支援を実施した。また、大阪府作成のマニュアル等を周知し、校内の受け入れ体制づくりの整備を行った。		
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	935	平成30年度 （予算額）
			1,309
総合内部評価	通訳支援者などの人材確保のため、関係機関、団体とのネットワークを広げ整えるとともに、通訳支援者、日本語指導支援者と学校、教育委員会事務局が常に連携し、活動することができた。		
今後の課題と改善策	対象言語の通訳者の確保や、常に支援者として活動していただける方の確保は難しいため、どうしても急な対応にならざるを得ない。日頃より関係機関、他市町担当者との連携やネットワークの構築を継続的に進めていく必要がある。		

#### 評価委員の意見

関係機関や団体とのネットワークの構築に向け活動できたことに対し、関係者の努力に感謝する。  
該当する児童・生徒が少ないため、対応に難しさはあるだろうが、必要な時は待たないである。常に関係諸機関との連携を密にして、即適切な対応がとれるよう準備をお願いする。

#### 教育委員会の方針

今後、通訳支援および日本語指導を必要とする園児・児童・生徒が増加することもあり得るため、引き続き、大阪府教育庁をはじめ、阪南市日本語クラブ等の関係機関と連携し、ネットワークの構築に努めていく。また、急な対応が求められた際も、対象の園児・児童・生徒が安心して学校園生活を過ごせるよう、日頃から教育委員会と各校園の連携を密にするとともに、多文化共生と在日外国人教育の観点から踏まえた人権教育を推進し、一層の充実を図る。

事業名	障がい児教育支援事業		担当課	学校教育課
目的	障がいのある子どもが等しく教育を受ける権利を保障する。			
事業の概要	幼稚園及び小・中学校の支援学級における、障がいのある園児・児童・生徒に介助員を配置し、適切な指導および必要な支援を行う。			
平成29年度の取組状況	障がいのある幼稚園児や小・中学校の支援学級入級児童・生徒に対し、学校園介助員を合わせて44名配置するとともに、医療的ケアが必要な児童に対しても、時間を限定し、看護師免許を有する介助員の配置ができた。また、技能の向上と支援教育の理論の理解のため、年間2回の研修を実施し、特に2回目は、班別で事例検討会を行い介助に対しての知識を深めることができた。			
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	50,178	平成30年度 (予算額)	48,749
総合内部評価	ニーズのある全ての学校園に配置することができ、教員や園児・児童・生徒とも良好な関係のもと、介助することができた。			
今後の課題と改善策	今後、合理的配慮のもとで、医療的なケアができる看護師免許を有する介助員を確保していく必要性が高くなることが予想される。			

<b>評価委員の意見</b>
<p>本事業は学校現場を支援するとともに、保護者のニーズに合った事業と考える。支援学級入級児童・生徒が増加傾向にある中、予算減は厳しいと思うが、より充実したものになることを期待する。</p> <p>幼・小・中に在籍する園児・児童・生徒が、平等に保育・教育を受ける権利を保障されなければならない。全ての学校園で介助員が確保され、良好な関係を築けたことは大きな成果である。障がいがある園児・児童・生徒がそれぞれの学校園で、光り輝く存在であることを期待したいものである。</p> <p>医療的なケアが必要な児童が今後多くなると思われる。看護師免許を有する介助員の確保に配慮をお願いする。</p>
<b>教育委員会の方針</b>
<p>今後も、子どもたちの教育を受ける権利を保障するため、介助員（医療的ケアのものも含む）を配置する。</p> <p>看護師免許を有する介助員の確保についても、関係各部署と情報を共有しながら確保していく。</p>

事業名	学習支援員配置事業		担当課	学校教育課
目的	すべての子どもに等しく教育を受ける権利を保障する。			
事業の概要	通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、自閉症スペクトラム・アスペルガー症候群等、発達障がいの特性のみられる児童・生徒に対し学習支援員を配置し、適切な学習支援を行う。			
平成29年度の取組状況	通常の学級に在籍し、集中して話が聞けない、すぐに立ち歩くといった児童・生徒のために、学習支援員を週35時間（放課後学習1時間を含む）配置し、管理職及び担任と相談し、通常の授業の中で個に応じた支援を行った。4月の学校配置前には「発達障がい」「こども理解」「教育公務員としての心得」について研修を行った。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	11,924	平成30年度 （予算額）	7,096
総合内部評価	授業中、学習支援員が集中の途切れやすい児童・生徒に個別に声をかけるなどの支援を行い、落ち着いて学習に取り組ませることができた。また、学習支援員は研修を受け、自らの役割や子ども理解を深めることができた。			
今後の課題と改善策	障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日）により、合理的配慮の提供が不可欠になる。それに伴いニーズが高まると考えられ、より多くの支援員の確保が必要である。同時に、学習支援員の支援スキルの向上も求められるため、複数回の研修が必要である。			

<b>評価委員の意見</b>
<p>介助員とともに、学習支援員も全ての子どもたちが平等に教育を受けるための重要な役割である。</p> <p>児童・生徒は、一人ひとり個性があり、それに応じたカリキュラムが必要である。研修を通して支援員のスキルをさらに高めて、子ども理解を深めてほしい。</p> <p>課題である支援員の確保、スキルの向上の解決と今後の予算確保を期待する。</p>
<b>教育委員会の方針</b>
<p>一人ひとりの教育的ニーズを捉え、よりよい支援を行っていきけるよう、学習支援員および各学校の支援教育担当者に対して研修を行い、更なる障がい理解の推進とともに、子どもたちへの支援のスキルアップを図る。</p> <p>また、インクルーシブ教育システムの推進として、教員による、授業のユニバーサルデザイン化も進めていく。</p>

事業名	進路選択支援事業		担当課	学校教育課
目的	家庭事情や経済的理由により進学、進級をあきらめることのないようにする。			
事業の概要	地域就労支援コーディネーターが常駐し、随時、進路（奨学金）の相談に応じる。また、市内全小・中学校に本事業についての情報提供をするとともに、一般市民向け（保護者対象）の奨学金説明会を実施する。			
平成29年度の取組状況	地域就労支援コーディネーターを配置し、随時進路相談に対応した。また、広報誌や市ウェブサイトで情報提供を行うことで相談窓口の周知に努めた。9月の奨学金（進路）に関する説明会については、チラシ等の配付による周知を行い、実施した。さらに、小中学校へも具体的な情報発信を行った。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	293	平成30年度 （予算額）	326
総合内部評価	地域就労支援コーディネーターと連携して、市民からの相談に対応し、年間38件の相談に対し必要な情報を提供することができた。			
今後の課題と改善策	奨学金とともに、国の就学支援金、府の就学支援補助金についての周知も丁寧に行う必要がある。また、9月実施の奨学金（進路）に関する説明会についても更なる周知を図ることが必要である。			

評価委員の意見

ほとんどの生徒が高校に進学している現状がある。進学を希望しながらも経済的に悩む生徒を救えるよう、見逃すことなく、実態調査を基にして、適切な奨学金・就学援助金の執行をお願いしたい。

平成29年度に援助した生徒数は何名か。

このような事業で大切なことは、一番必要な市民にきちんと情報が伝わることである。

教育委員会の方針

電話や来庁による奨学金等についての相談について、学校教育課担当や地域就労支援コーディネーターが対応し、資料等の情報提供と相談活動を行っている。奨学金は、保護者が高等学校等に直接申請書を提出するため、援助数は把握できていないが、毎年40件程度の相談を受けている。引き続き、広報誌やウェブサイトによる情報提供、説明会の開催、校長会等で周知するなど、必要な情報を確実に伝える。

事業名	教育支援事業		担当課	学校教育課
目的	支援教育を必要とする子どもに適切な就学支援を行い、支援教育の充実を図る。			
事業の概要	本市の学校園所に在籍し、または在籍しようとする障がいのある子どもに対して、個々の特性や教育的ニーズに応じた豊かな教育が行われるよう、適切な教育支援（就学支援）を行う。			
平成29年度の取組状況	就学前の幼児に対して、教育支援委員会が中心となり定期的に巡回指導を行い、早期からの教育的ニーズの把握及び適切な教育支援を行った。また、一人ひとりの社会的自立をめざし、ふさわしい教育支援を検討し、保護者および本人に情報提供した。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	100	平成30年度 （予算額）	100
総合内部評価	就学前の保育所・幼稚園を巡回訪問し、個別支援の必要性を把握することができた。また外部機関と連携し、51名の幼児・児童のよりよい就学に向けて、適切な教育支援を行うことができた。			
今後の課題と改善策	教育支援委員会において検討を要する幼児・児童・生徒が増加しており、障がいのある子もない子も共に学ぶインクルーシブ教育の推進により、地域の学校を選択する事例も増えている。教育支援委員会において、より適切な就学先やその後の支援を考えていく必要がある。			

評価委員の意見

51名の該当者に支援が行えたことは支援教育につながった。保護者の願いや思いを大切にしながら、適切な教育支援が行えたことは大きな成果である。いろいろな角度から検討を重ね、適切な支援を継続してほしい。  
保育所・幼稚園を巡回訪問し、就学前の子どもたちの状況を丁寧に把握し、同時に指導者（保育士・教員）の意識の向上に努めていることは評価できる。

教育委員会の方針

教育支援委員会にかかる幼児・児童・生徒の増加もあるが、関わる全ての子どもたち、またその保護者が安心して就学に臨めるよう、支援する。

事業名	小・中学校整理統合整備事業	担当課	教育総務課
目的	学校の適正規模化を図り、より良い教育環境を整備する。		
事業の概要	少子化等の影響による児童生徒数減少に伴い、単一学級化となっている学校施設について、整理統合を行うことにより適正規模化を図るとともに、施設の老朽化対策も併せて教育環境の改善を図る。 【計画策定時】小学校12校（分校1校を含む）・中学校5校 【整理統合後】小学校8校・中学校4校		
平成29年度の取組状況	東鳥取小学校と波太小学校については、平成29年4月に統合した。また、鳥取中学校と尾崎中学校の統合については、保護者等説明会を開催する等により着手した。		
事業費（千円）	平成29年度（決算額）	162,392	平成30年度（予算額） 184,579
総合内部評価	東鳥取小学校と波太小学校の統合したことにより、計画による小学校の整理統合は完了した。また、鳥取中学校と尾崎中学校の統合については、計画に基づき着手することができた。		
今後の課題と改善策	鳥取中学校と尾崎中学校の整理統合に向け、小学校と中学校との違いを踏まえ、保護者や地域の方と情報を共有しながら進める必要がある。		

評価委員の意見

多くの課題を克服し、東鳥取小学校と波太小学校の統合が終わった。鳥取中学校と尾崎中学校の統合に移行する。統合には、多種多様な困難が伴う。両校保護者の思いや願い、受け入れ校舎・設備の確保、安全な通学路（通学方法）など、課題を検討しながらスムーズな統合に向けて取り組んでほしい。  
 中学校の整理統合に向けて、ハード面はもちろんソフト面でも丁寧に進めてほしい。統合することにより、学校が荒れることのないようお願いする。  
 旧東鳥取小学校の跡地利用についての協議は進んでいるのだろうか。

教育委員会の方針

鳥取中学校と尾崎中学校の統合について、ハード面では鳥取中学校における増築校舎等について来年度の整備に向けて設計などの調査業務を進める。  
 ソフト面では、円滑な統合により、両校が培ってきた教育理念等を融合することで、より質の高い学校づくりをめざし、両校教職員等の主導による統合推進会議において課題等を抽出し、保護者等とも情報共有を図りながら関係機関とも連携することでその解決に取り組む。  
 旧東鳥取小学校の跡地については、利活用などに向けた推進手法の構築について庁内で連携し検討する。

事業名	小中学校大規模改修等事業		担当課	教育総務課
目的	生徒の健康で安全安心な学校生活の環境を確保する。			
事業の概要	整理統合整備計画との整合をとり、平成27年度までの早期の耐震化と並行しながら、劣化が激しい建物について改修等を進め、教育環境の改善を図る。			
平成29年度の取組状況	整理統合整備計画における存続校（小学校8校・中学校4校）の空調設備の整備を実施した。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	514,737	平成30年度 （予算額）	0
総合内部評価	耐震化と併行して、トイレ改修・屋上防水・外壁改修等を実施し、旧耐震基準の存続校及び統合し使用する学校については、一定の改修が完了した中で、小中学校の全学級と主な特別教室に空調設備を整備することで、大幅な教育環境の充実を図った。			
今後の課題と改善策	耐震化と併せて一定の改修を実施してきたが、新耐震基準の学校については、築20年から30年が経過し劣化が進んでいる状況である。文部科学省の指導により平成32年度までに長寿命化個別計画を策定し、長期にわたり使用可能な計画的な改修が必要である。			

<b>評価委員の意見</b>
<p>整理統合整備計画をもとに、大規模改修等が進められてきた。また、小・中学校の全学級及び主な特別教室に空調設備が整備されたことは大きな成果であり、教育環境が改善された。さらに計画を密に、長期的見通しを立てて事業を推進してほしい。</p> <p>小・中学校の空調設備の整備は、今夏の暑さや今後を考えると、タイムリーで大変評価できる。</p> <p>子どもたちの健康管理面だけでなく、学習効果もあったと学校現場から聞いている。</p>
<b>教育委員会の方針</b>
<p>新耐震基準の学校の中で老朽化が進んでいる施設等の改修を踏まえて、次年度に長寿命化個別計画を策定するため、準備を進める。</p>

事業名	東鳥取（旧波太）小学校校舎増築事業		担当課	教育総務課
目的	統合に伴う教室不足について、校舎増築により教育環境の改善を図る。			
事業の概要	東鳥取小学校と波太小学校の整理統合については、将来の学校環境の変化にも対応可能な校地面積が確保されている波太小学校の施設を活用することとし、既存施設の老朽化対策と併せて統合により不足する普通教室及び特別教室を増築することで整理統合後の教育環境を整備する。			
平成29年度の取組状況	統合により不足する教室解消のため、増築棟の建設工事を実施した。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	513,966	平成30年度 （予算額）	0
総合内部評価	統合後の学級数に必要な普通教室及び特別教室と併せてトイレやエレベーターなどを平面計画に配置し、統合後の教育環境の改善を図った。			
今後の課題と改善策	鳥取中学校の校舎増築工事については、さらに計画的な工程を確立していくことで、統合時には必ず増築校舎で教育活動が行えるよう、工事を完了させる必要がある。			

評価委員の意見

東鳥取小学校の長期間の工事もようやく終わったので、新しい教育環境の中で、児童の健全な育成をめざしてほしい。  
東鳥取小学校と波太小学校の統合時は、統合してからも工事があった。  
鳥取中学校の工事は、統合までに受け入れ施設・設備が整うよう、計画的に工事を進めてほしい。

教育委員会の方針

東鳥取（旧波太）小学校校舎増築事業での経験を踏まえ、鳥取中学校における増築校舎等の整備については、統合までに受け入れ施設・設備が整うよう、設計などの調査業務を行い、計画的な工事工程を確立する。

事業名	小学校安全対策事業		担当課	教育総務課
目的	公立小学校の児童の安全を確保する。			
事業の概要	小学校内における子どもたちの安全確保や、不審者の抑止等のため、各小学校の入口に受付員を配置する。 また実施にあたっては保護者や地域住民により、子どもたちとのふれあいを大切にしながら、自ら学校を守るという意識の向上を図る。			
平成29年度の取組状況	阪南市社会福祉協議会に委託 実施学校数：8校 実施日数平均：200日 活動者数：118人（幼稚園・小学校合計）			
事業費（千円）	平成29年度（決算額）	3,855	平成30年度（予算額）	3,457
総合内部評価	各校とも必要な日には受付員を配置し、小学校生活の安全確保を図った。また、受託者と連携し受付員の研修・意見交換会を行い、子どもたちの安全確保について、共通認識を持つことができた。			
今後の課題と改善策	事業の継続と継承のため、受託者と連携して学校現場や保護者とも情報共有を図ることで、受付員としての担い手を維持していく必要がある。			

評価委員の意見

幼稚園と同じく小学校でも、受付員の配置等関係者の努力で、事故なく児童の安全が守られてきた。しかし、現代の不安定な要素から、いつ何が起きても不思議ではない時代であり、常に危機意識をもって、児童の安全を守るべき施策をお願いする。  
今後、受託者と連携して現場と保護者の意思疎通を密にし、子どもたちの安全確保をお願いする。  
小学校にとっても必要な事業と考える。受付員の担い手の維持が必要である。

教育委員会の方針

小学校内における子どもたちの安全確保や不審者の抑止等のため、各小学校の入口に受付員の配置を継続する。  
実施にあたっては、受付員と学校現場のみならず、保護者等とも日頃から関わりを密にして、子どもたちの安全確保についての意識向上を図るとともに、受付員としての担い手の維持・確保に努める。

事業名	小中学校教職員研修事業		担当課	学校教育課
目的	児童・生徒に対する指導・支援の充実のため、教職員の資質向上をめざす。			
事業の概要	児童・生徒に対する指導や支援の充実、新しい教育課題や危機管理に対する教職員の資質向上や対処能力向上のため、研修を実施する。			
平成29年度の取組状況	参加体験型の研修や、各校の交流などを含めることにより、今日的課題に沿った研修の充実を図った。また、参加者へアンケートやレポートを課すことで、研修内容の充実にも努めた。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	430	平成30年度 （予算額）	345
総合内部評価	校内研修週間を設け、校内での研修の日程を確保しやすいよう工夫したことで、昨年よりも計画的に校内研修を実施することができた。また、研修レポートを課したことで、受講者だけの研さんで終わらず、校内への伝達や今後の取組について意識づけられた。			
今後の課題と改善策	経験年数の少ない教員の増加に伴い、校内でのOJTが今後ますます必要であると考え。研修内容の伝達講習がスムーズかつ正確に行われるよう、資料や教材の提供や、参加体験型の研修はできたが、ミドルリーダーの育成のための視点が十分ではなかった。			

評価委員の意見

教職員の研修の重要性はいうまでもないが、昨今、事務処理の煩雑さや働き方改革、勤務時間の問題など、取り巻く環境が大きく変化している。若手教員の指導力向上、ミドルリーダーの役割の自覚、管理職志望の欠如などそれぞれの立場の教職員への研修が急務である。受講者の自覚を促すとともに、魅力ある研修内容の充実を図ってほしい。経験年数の少ない教員の増加に伴い、参加者のアンケートやレポートの活用はもちろん、各校内での研修やミドルリーダーの育成が急務と考える。

教育委員会の方針

教員の仕事がますます多忙化する中、働き方改革を進めつつ、さらに研修の充実を図るためには、まだまだ取り組むべき課題が多くある。初任者研修、5年次研修、10年経験者研修などの経験年数に応じた研修はもとより、学力向上、道徳教育、人権教育、生徒指導などの担当分野に応じた研修の充実も図っていく。そのためには、現場の教員のニーズを把握し、講師を精選し、研修内容の充実・向上を図ることが第一であり、事前の打合せはもとより、研修後のアンケート等により、研修内容の更なる充実をめざす。また、市教委主催の「教職経験者研修」の充実を図るとともに、ミドルリーダーの育成にも努める。

事業名	スクールガードリーダー推進事業	担当課	学校教育課
目的	安全に登下校できるように子どもの安全を見守るとともに安全指導の充実を図る。		
事業の概要	警察官OBによる小学校の登下校の見守り活動を通して子どもの安全を見守る。また、交通安全対応面においても通学の危険箇所・場面を把握し、学校と情報交換及び連携して、子どもの安全を確保する。		
平成29年度の取組状況	子どもの安全を確保するために、警察官OBの専門性を活かし、交通安全面だけでなく通学路の危険箇所を把握することができた。また、子どもの通学の様子で気になる点をまとめ、学校や地域の見守り隊と共有し子どもたちが「交通ルールを守る」姿勢の定着を図った。		
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	1,601	平成30年度 （予算額） 0
総合内部評価	スクールガードリーダー（警察官OB）により、年間150日、1日4時間、小学校8校の登下校時の通学路を中心に見守り活動を実施し、児童の登下校時の安全が確保された。		
今後の課題と改善策	市内8校すべての小学校の巡回を行うため、1校につき月3回程度しか見守り活動を行うことができなかった。また、整理統合による通学路の大幅な変更に伴う安全確保が必要である。		

評価委員の意見

これまで子どもたちの登下校の安全を丁寧に見守っていただいたスクールガードリーダーの方に厚くお礼を申しあげたい。  
この事業が終了するのは残念だが、子どもたちの安全は守っていかねばならないものであり、新たな対策を検討し、安全指導の充実を図ってほしい。  
事業終了の影響が、学校現場に及ばないようにしてほしい。

教育委員会の方針

交通安全と防犯上の観点から危険箇所について警察と共有し、対策を検討することで子どもの安全を図る。また、幼稚園・小学校・中学校での交通安全教室を行い、安全指導のさらなる充実に努める。

事業名	適応指導教室実施事業		担当課	学校教育課
目的	学校園に登校園できない状態にある子どもの学校園生活への復帰を支援する。			
事業の概要	不登校園の状態にある園児・児童・生徒、特に心理的または情緒的な要因によって登校園できない子どもに、いろいろな体験をさせながら自信・自己有用感を育み、集団生活への適応を促しながら校園生活への復帰を支援する。阪南市適応指導教室「サリダ」は、スペイン語で「出発」「旅立ち」を意味する。			
平成29年度の取組状況	入室児一人ひとりの特性を理解し、人間関係づくりを進めながら、できるだけ早く登校できるように取り組んだ。通室しにくい場合は、サリダの職員が家庭訪問や手紙・電話により支援した。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	4,012	平成30年度 （予算額）	2,550
総合内部評価	指導員1名、補助指導員3名により、入室児一人ひとりの状況を把握し、個に応じた支援を実現することができた。その結果、サリダへの通室回数や学校への登校回数の増加につながった。			
今後の課題と改善策	サリダには、定期的に通うことができるようになって、学校への復帰に繋がりにくい場合もある。学校との連携をさらに強化し、不登校児が学校に戻ったときの環境づくりを並行して行う必要がある。また、交通が不便な立地条件及び施設設備の老朽化に課題がある。			

評価委員の意見

行きたくても行けない、登校園できない苦しんでいる子どもたちがいることは非常事態である。  
一人ひとりの実態を把握して、個々に応じた対応をお願いしたい。一人でも多く、学校園生活に戻り、活動している姿を思い浮かべたい。  
児童・生徒にとって、有効かつ必要な事業の予算が削られるのは、残念である。創意工夫に努めてほしい。

教育委員会の方針

サリダを中心に家庭教育支援チームを設置し、各学校園に在籍する登校状態の安定しない子どもにどのように支援していくかを個別に検討しており、継続していく。  
また、子どもがサリダを利用している時間はできる限りその子どもの在籍校教員がサリダに行くなど、サリダと学校が密に連絡を取り、協力して子どもに継続して関わる。

事業名	スクールカウンセラー配置事業	担当課	学校教育課
目的	心理的な不安や問題を抱えた相談者に対し、問題解決に向けて支援する。		
事業の概要	学校園におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーによる心理相談を実施するとともに教職員に対するカウンセリング研修などにより、子ども理解を深め、子どもや保護者の抱える悩みや問題などについて解決に向けて支援する。		
平成29年度の取組状況	2名のスクールカウンセラーが学校園との連携を深めながら、カウンセリングやアセスメントを必要とする子どもや保護者に対する相談活動を行い、悩みや課題の解決に向けて支援を行った。 また、教職員がカウンセリングマインドを持って子どもたちに関わることができるように、幼・小・中の教員対象に研修会を実施した。		
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	3,328	平成30年度 （予算額）
			2,548
総合内部評価	子どもや保護者、教職員からの依頼に対し、スクールカウンセラーを派遣することで、相談ニーズに早期対応することができ、子どもや保護者の精神的ストレスの蓄積が大きくなる前に軽減を図ることができた。また、研修会についても教員の資質向上に有効であった。		
今後の課題と改善策	引き続き、スクールカウンセラーがケース会議に参加し、学校との連携強化を一層図る必要がある。 また、スクールカウンセラーによる研修も継続して実施し、教員の教育相談対応力の一層の向上を図る必要がある。		

評価委員の意見

現在、多種多様な悩みを抱える児童・生徒、保護者が多くいる。その解決に尽力するスクールカウンセラーの存在は欠かせなくなっている。教職員と十分な連携のもと、問題解決に向けたカウンセリングを継続してほしい。  
児童・生徒にとって、有効かつ必要な事業の予算が削られるのは残念であるが、研修の成果として教職員の相談対応力があがることを期待する。

教育委員会の方針

これまでは個別ケースへの派遣のみを行っていたが、スクールカウンセラーと各校の教員が関わりをより深めるため、時期を決め定期的に各校へ配置する期間を設ける。また、個別のケース以外の気になる子どもの様子などについても教員とスクールカウンセラーが連携することで、更に教員が保護者に寄り添える体制を構築する。

事業名	小中学校保健事業		担当課	教育総務課
目的	学校における児童・生徒等及び教職員の健康の保持増進を図る。			
事業の概要	学校保健安全法に基づき、学校における児童・生徒等及び教職員の健康の保持増進を図り、安全で衛生的な教育環境づくりを推進する。			
平成29年度の取組状況	医師：内科・歯科・眼科・耳鼻科等の検診。 業者委託：心臓、腎臓等の検診。 学校薬剤師：水質、照度、空気等の学校環境衛生検査。 身体測定等。食物アレルギー対応の定期報告。			
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	21,470	平成30年度 (予算額)	22,990
総合内部評価	全校園において、健康診断や各種検診及び各種環境測定検査を適切に実施できた。 今年度開始された食物アレルギー対応の報告について、小中学校への周知徹底に努め、学校現場と連携し対処することができた。			
今後の課題と改善策	安心・安全な学校生活のため、食物アレルギー対応は、教育委員会事務局・学校・学校給食センターが協力・連携していく必要がある。 教職員健診は、市の人事課と連携して、健診機関を有効に活用し実施する必要がある。			

評価委員の意見

全ての教育活動の源は、園児・児童・生徒、そして教職員の健康維持にある。平成29年度も計画に沿って、検診等が実施できたとのこと。アレルギー対応など難しい課題もあるが、結果の考察とともに、それぞれの健康の保持・増進を図る事業の推進をお願いする。

教育委員会の方針

児童、生徒および教職員の健康の保持増進を図るため、健診機関を有効に活用することで適切に健診を実施する。  
食物アレルギー対応は、教育委員会事務局・学校現場・学校給食センターの更なる連携により取り組む。

事業名	学校情報化推進事業		担当課	教育総務課
目的	校内のパソコン機器を整備し、情報教育を推進する。			
事業の概要	児童・生徒の授業および教職員の業務に必要なパソコン機器を増設し、安定した機器の維持管理を行う。			
平成29年度の取組状況	校務用パソコンとして、小学校に40台（各10台×4校）のノート型パソコンを購入した。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	9,096	平成30年度 （予算額）	4,884
総合内部評価	校務用パソコンについては、40台を購入したことで職員室における教育環境は改善できた。			
今後の課題と改善策	文部科学省が示す情報教育環境が、急速に進歩する情報教育技術と変化等に加えセキュリティ強化などにより、量・質の両方で追いついていない。			

評価委員の意見

パソコン購入により、教育環境の改善が図れたことはよかったと思う。情報管理の徹底をしっかりとお願いする。  
 情報教育はすごいスピードで進化しながら、現場に導入されてきている。教育機器の整備も必要だが、それを十分に使いこなし効果をあげることが大切である。危機管理とともに、現代のニーズにあった教育活動の展開をお願いする。

教育委員会の方針

情報活用能力の育成、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等におけるICTの活用の促進、校務用のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進について、情報管理も含めて学校現場や関係課との連携により検討を進める。

事業名	学校図書館専任司書配置事業		担当課	学校教育課
目的	学校図書館施設の有効利用を進め、子どもの読書意欲向上とよりよい読書習慣の確立を図る。			
事業の概要	言語活動の充実や豊かな心、主体的な問題解決能力の向上を図り、子どもの読書意欲向上とよりよい読書習慣を確立するため、学校図書館に司書を配置する。			
平成29年度の取組状況	児童・生徒の読書活動をより一層推進していくことに加え、教職員が教材研究や授業準備等に有効に活用していけるよう学校図書館の環境整備に努めた。また、各校の読書活動推進に向けての取組により、児童・生徒の本の貸出冊数が、197,381冊から226,276冊へと増加した。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	16,807	平成30年度 （予算額）	14,996
総合内部評価	1校1名配置の小学校では常時図書館が開館していることで、本の貸出数、授業での図書館活用数がさらに増加した。また、ビブリオバトル等の新たな取組について共有を行うとともに、府主催の読書フォーラムなどの外部研修にも参加し、自らを研鑽することができた。			
今後の課題と改善策	「情報センター」及び「学習センター」としての環境整備が十分とは言えない。また、2校兼務の司書が4人いるためレファレンス対応が不十分であり、1校1名の配置を継続してめざしていきたい。			

評価委員の意見

読書活動の充実は子どもの人格形成及び学力向上にも大きな影響を与える。学校図書館専任司書は、その一助になる。  
 「小さな本屋さんがまた一つ消えた」寂しい声を耳にする。スマートフォンなどの普及により、大人だけでなく子ども達の読書離れが進んでいるのだろうか。表現力をつけるためにも「本を読む」作業は重要である。指導者自身が、読書の重要性を再認識して、読書離れを取り戻す対策を講じてほしい。  
 学校図書館専任司書の1校1名配置を進め、是非とも実現してほしい。

教育委員会の方針

学校での読書活動の充実における学校図書館専任司書の役割は非常に大きいものがあり、今後も引き続き、学校図書館専任司書の1校1名配置をめざしていきたい。また、学習指導要領の改訂に伴い、学校図書館の役割が重要視される中で、司書と司書教諭、担任等がより一層連携を図り、「えほんのひろば」「ビブリオバトル」等の新たな取組を行うなど、読書活動の推進を図る。

事業名	英語教育指導助手活用事業	担当課	学校教育課	
目的	言語や文化について理解を深め、積極的なコミュニケーション能力の基礎を養う。			
事業の概要	児童・生徒に対して、外国語を通じた言語・文化への理解やコミュニケーション能力などを段階的に養うため、英語教育指導助手を活用する。			
平成29年度の取組状況	小学校5、6年生においては、35回の外国語活動の授業のうち、ALTとの活動を30回経験することができた。また、中学校においても30回の派遣を行い、コミュニケーション能力を更に伸ばしていく機会となった。さらに幼稚園（1園）に対しても、派遣を行った。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	7,602	平成30年度 （予算額）	7,800
総合内部評価	小学校・中学校において各30回の派遣を実現することができた。また、幼稚園においても「冬のつどい」に派遣し、外国人と交流する機会を持つことができた。			
今後の課題と改善策	平成29年度においても幼稚園の派遣については1園のみの派遣であったが、子どもたちが積極的に英語を話す機会とすることができた。			

評価委員の意見

英語教育がどんどん学校園に根づいてきている。そのため、指導助手の役割は大きいものがある。  
指導助手の研修も必要だが、同時に、学校現場の英語が苦手な教諭の指導力アップも不可欠である。

教育委員会の方針

ALTについては、外国語教育の充実に向け、適切に配置する。  
また、教科化に向け、教員対象の勉強会を平成29年度末に実施し、各学校において小学校教員が1人で行う授業の例示などを行った。今後も市教委主催研修や校内研修の機会を捉え、ALTの有効な活用方法や教材の提供などを積極的に行い、小学校教員の指導力向上を図る。

事業名	給食センター管理運営事業		担当課	学校給食センター
目的	学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。			
事業の概要	児童の心身の健全な発達及び学校における食育の推進を図るとともに、衛生管理を徹底し、市内全小学校に安全安心な学校給食を提供するため、小学校給食用物資の調達・調理・配送、その他の必要な業務を行う。			
平成29年度の取組状況	衛生管理を徹底し、安全安心な学校給食の提供を確保することに努め、府内産や近隣の地場海産物や農産物を活用し、地元の郷土料理や食材への知識を深め、食習慣や食文化の継承に努めた。 また、施設の維持管理については、老朽化した施設の修繕及び厨房機器等の修繕を随時行った。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	120,147	平成30年度 （予算額）	105,947
総合内部評価	衛生管理を徹底し安全安心な学校給食を提供するとともに、阪南市産の酒粕、キャベツを使用した新メニューや、郷土料理である「えびなす」等を提供した。また、親子料理教室を開催し、食に関する知識を深めた。「食物アレルギーとアナフィラキシーの緊急対応」をテーマに小中学校の教員及び教育委員会職員を対象に合同研修会を開催した。各小学校において栄養教諭による食に関する指導を行った。			
今後の課題と改善策	学校給食センターは、昭和59年度に設置した施設であり、施設及び厨房機器等の老朽化が進行していることから、今年度中に給食センターの今後のあり方等について検討を行う必要がある。			

評価委員の意見

施設及び厨房の老朽化、その改善はここ数年ずっと指摘されている課題であり、児童の健康に影響する可能性もある。早急な改善策に取り組むよう望む。  
衛生管理も徹底し、アイデアを凝らしたメニュー作りなど、いろいろと成果をあげている。今後も食育の推進に努めてほしい。  
食物アレルギーやアナフィラキシーショックへの緊急対応については、反復研修が重要と思う。

教育委員会の方針

学校給食センター施設の老朽化対策については、教育委員会内部に検討組織を立ちあげ、学校給食センターの現状と課題を検証するとともに、他市の給食センター改修事例等の検討を行った。今後も幅広く学校給食のあり方について議論する。  
本市学校給食会主催の小中学校合同研修会は、小中学校教職員、保護者及び教育委員会職員などを対象に、衛生管理、食物アレルギー及びアナフィラキシーへの緊急対応など、食の安全についてをテーマとして、定期的実施する。

事業名	中学校給食運営事業		担当課	学校給食センター
目的	学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。			
事業の概要	学校給食が、生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすものであることから、学校における食育の推進を図り、栄養のバランスと必要なエネルギー量のとれた完全給食を全員喫食で実施するため、デリバリー方式による提供を行う。			
平成29年度の取組状況	安全面・衛生面・栄養面及びアレルギー対応等について、給食委託業者、学校及び教育委員会との連携を図り、生徒に対して安全安心な中学校給食の提供を行った。また、生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養技師が学校に出向き、食に関する指導を行った。さらに、生徒を対象にアンケート調査を実施し、様々な意見を参考にし、給食委託業者と協力して献立等の改善に努めた。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	61,519	平成30年度 （予算額）	67,142
総合内部評価	給食委託業者に栄養技師を派遣し、調理や衛生管理の指導を行った。また、栄養技師が各中学校の家庭科の教諭とともに栄養指導や調理実習を行い、食に対する知識を深めた。小中学校合同研修会を開催し、食物アレルギーとアナフィラキシーの緊急対応について学んだ。救給カレーを導入し、給食が配送されない等の緊急時に備え救給カレーを配備した。			
今後の課題と改善策	アレルギー対応献立を提供するなど食の安全性を確保した中学校給食を継続的に提供できるよう、学校等と適宜連絡調整を行う。また、給食委託業者と連携して献立等を工夫し、生徒の給食アンケートの満足度の向上を図り、もって、残食率を減らせるよう努める。			

評価委員の意見

アレルギー対策や緊急時の食料確保など、幅広く中学校給食の推進のために工夫を凝らしている。限られた条件で生徒の満足を得るのは難しいことだが、更に検討加え、生徒の健康維持につなげてほしい。  
緊急時に備え、救給カレーが配備されたことを評価している。  
食物アレルギーやアナフィラキシーショックへの緊急対応については、反復研修が重要と思う。  
業者と連携して献立を工夫し、残食率が減ることを望む。

教育委員会の方針

残食については、給食における課題の一つと認識している。中学校給食については、年1回、本市の中学校の全生徒を対象に「学校給食アンケート」を実施し、生徒の給食に関するニーズを把握し、献立づくりに役立てるとともに、栄養士による食育授業や給食委託業者による調理過程の説明会などを実施することにより、家庭や生徒の中学校給食への理解の促進を図っている。今後も給食委託業者と連携し、更なる残食率の減少に取り組む。

事業名	学校給食センター建替え検討事業		担当課	学校給食センター
目的	今後の学校給食センターのあり方について、市としての方向性を検討する。			
事業の概要	老朽化した学校給食センター施設について、外部委員を含めた学校給食のあり方検討委員会と庁内検討委員会を設置し、小中学校給食の現状と課題を明らかにし、現給食センターの建替えについて、建替えの手法（PFI・PPP含む）や用地の選定等、総合的に調査研究し、市としての方向性を検討する。			
平成29年度の取組状況	庁内検討委員会において建替手法の種類について確認した。 PFI方式で学校給食センターの建替えを実施した先進市の視察を行った。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	0	平成30年度 （予算額）	0
総合内部評価	施設本体及び設備の老朽化が進行していることから、施設の今後のあり方等については今年度中に検討を行い、市としての方向性が求められる。			
今後の課題と改善策	給食センターの建替えについて、給食に関するフレームを早急に検討し、建替えの手法（PFI・PPP含む）や用地の選定等、財政面に課題があることから、早期に方向性を示す必要がある。			

評価委員の意見

本年度は、建替え事業について、検討を重ね時期やその手法を十分に討議し、実現に向けて努力してほしい。  
また、将来の学校給食のあり方を見通した計画・実現となるように期待する。

教育委員会の方針

今後、学校給食センターの建替えについての手法（PPP/PFI）や用地の選定など、幅広く学校給食のあり方について議論し、早期に給食センターの今後の学校給食のあり方を含めた方向性について検討する。

## 第3節 生涯学習の推進



### ■現状と課題

- 子どもから高齢者まですべての市民が生涯を通じて、いつでも・どこでも・だれでも・なんでも学習できる環境づくりが求められています。
- 団塊の世代の退職などにより、市民ボランティアとして活動する方は年々増加しており、文化センターや図書館、公民館を市民参加や生涯学習の場として広く活用することが求められています。
- 市民が豊かな生活を営むための知識や行動を学ぶだけでなく、その成果を社会や地域で活かすことのできるしくみが求められています。
- 青少年指導員が中心となり、地域で青少年健全育成活動を実施し、地域・学校・警察との連携した健全育成や非行防止のための相談体制の充実が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民は、生涯学習を通じて心豊かに生きがいのある生活をしています。
- 市民は、公民館活動や図書館利用などにおいて、社会における人との交流や団体活動の必要性、読書をはじめとする生涯における学びの重要性を理解しています。
- 市民が豊かな生活を営むための知識や行動を学ぶだけでなく、その成果を社会や地域で活かしています。
- 青少年が地域全体の支援を受けながら、健全に育っています。

### 事業名

1	生涯学習推進事業	1 2	西鳥取公民館運営事業
2	社会教育委員活動事業	1 3	西鳥取公民館管理事業
3	人権研修事業	1 4	図書館管理運営事業
4	文化センターホール管理運営事業	1 5	ブックスタート事業
5	青少年健全育成活動事業	1 6	放課後子ども教室推進事業
6	成人式開催事業	1 7	留守家庭児童会運営事業
7	野外活動広場（桜の園）管理事業	1 8	放課後の子どもの居場所事業
8	尾崎公民館運営事業	1 9	本のリサイクル関連事業
9	尾崎公民館管理事業	2 0	阪南市フレンドシップコンサート事業
1 0	東鳥取公民館運営事業	2 1	下荘小学校跡地活用事業
1 1	東鳥取公民館管理事業		

事業名	生涯学習推進事業		担当課	生涯学習推進室
目的	生涯学習に関する情報発信を行うとともに、社会教育団体等の育成を図る。			
事業の概要	生涯学習推進計画に基づき、市民の学習ニーズに応えるため、本市の人材バンクである「100人のカルチャー」や、防災など市行政の取組を学ぶ「職員出前講座」、市の歴史を学ぶための「はんなんマップ悠歩みち」の発行、社会教育関係団体の育成等を行い、生涯学習のまちづくりを推進する。			
平成29年度の取組状況	平成29年度は生涯学習関連施設長会議を4回開催し、生涯学習を推進するための施設間ネットワークづくりを図った。また平成29年6月には「生涯学習まなびあいひろば」と題した学習会を開催し、地域の学習活動に必要なコーディネーターの育成について啓発した。更に、生涯学習関連の講座・イベントカレンダーを年4回発行し、学習活動の情報発信に努めた。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	1,216	平成30年度 （予算額）	528
総合内部評価	生涯学習推進計画に基づき、市内生涯学習関連施設の連携と情報発信を行い、市民や市民活動団体等、各方面に対して生涯学習に対する理解を深める取組ができた。			
今後の課題と改善策	生涯学習推進計画の推進を図るため、市民の学びの場とその情報提供の充実が必要であり、各施設と連携して、いつでも、どこでも、だれでもが学習できる環境づくりめざす必要がある。			

評価委員の意見

生涯学習推進計画が前進していることには、感謝している。しかし、定期的に管理、検討、評価が行われることが必要である。また、担当者の努力で斬新なイベントカレンダーが作成されたことを評価する。

関連施設長会議が4回開催されているが、内容が「報告だけに終始」となっていないか。今後、具体的な成果を望む。

内容のある生涯学習計画が示され、それに基づいて生涯学習のまちづくりに向かって事業が展開されている。市民の生涯学習に対する意識も関係者の努力で向上してきていると思う。高齢化社会が急速に進むなか、どこでも、だれもが楽しく学習できる環境づくりを一層推進してほしい。

すべての施設の老朽化に対する安全対策が最重要課題である。早期の解決を望む。

教育委員会の方針

平成30年度から、市内の生涯学習関連施設や市民活動団体と連携した学びの場づくり事業として「はなてい・まなびばネット」を開始しているが、これらの事業展開には施設長会議を通じたネットワークが活かされている。これからも市民の学習意欲を高めることができるよう、市民の意見を基にした事業計画を立てる仕組みづくりを構築することで、生涯学習推進計画の評価につなげる。

また、市民の活動拠点として公民館等の身近な施設整備、社会教育施設の改修に順次取り組む。

## 第4節 歴史・文化の保存と継承

### ■現状と課題

- 文化財調査によって地域の歴史に関わる資料が年々増加しており、保管の分散化などの問題があり、文化財の適切な保存が求められています。
- 伝統芸能の継承者が少子高齢化により減少し、次世代に文化を残す取組が必要となっています。
- 市外ではその重要性を認められている向出遺跡などの文化財について、市内での認知度が低く、歴史・文化を継承することの重要性が認識されていないため、その啓発が必要とされています。

### ■施策のめざす姿

- 市民が、歴史と文化の大切さ、文化財や伝統芸能などの保護・保存・継承の取組を理解し、地域に誇りを持って暮らしています。

## 事業名

1	文化財保護事業
2	向出遺跡整備保存事業
3	文化財啓発事業



事業名	文化財保護事業		担当課	生涯学習推進室
目的	市域に残る各種文化財を調査、保護、保存し、将来に継承する。			
事業の概要	開発に伴う市内所在の埋蔵文化財包蔵地における発掘調査や大規模開発工事に伴う埋蔵文化財を確認調査する。市域に残る各種文化財を調査する。有形民俗文化財を収集・保存する。無形民俗文化財を記録・継承する。有形文化財を保存・管理する。市内所在の重要な文化財を指定・登録・継承する。			
平成29年度の取組状況	遺跡等の開発に伴う申請を57件受理し、内17件の発掘調査を行い、成果を報告書にして関連施設に送付した。市民から16件の有形民俗文化財の寄贈を受け、過去の寄贈品等を市指定文化財に指定し、文化庁の補助金を使って伝統文化を継承する機会を設けた。11月より「泉南地域の埋蔵文化財行政にかかる広域連携」の協議を行っている。また、朝日新聞文化財団の助成を受けて「阪南市の歴史文化遺産」を発行し、関連施設に送付した。			
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	13,415	平成30年度 (予算額)	13,720
総合内部評価	各種取組で、埋蔵文化財の記録保存、伝統文化を継承など保存継承を行った。特に重要なものを市指定文化財に指定することで、長く保存・継承することができた。また、伝統産業をまとめた冊子作成し全国的に配布することで、市民や全国に情報を提供できた。			
今後の課題と改善策	保存施設、整理施設の老朽化が進み、近隣市町では行政の効率化や専門職員不足のため専門知識の継承できないなどの問題が予想され、それに向けて広域連携のための協議を行っている。また、平成30年度から向出遺跡整備保存事業と文化財啓発事業が統合され、文化財保護啓発事業に変わる。			

<b>評価委員の意見</b>
<p>埋蔵文化財行政にかかる泉南地域の広域連携の協議は、大きな進歩と思う。また、文化財団の助成を受けた「阪南市の歴史文化遺産」の発行を評価する。</p> <p>文化財が重要なこと、それを保護しなければならないことを市民はよく分かっていると思うが、文化財に興味・関心を示し、取組に参加する市民が少ないのが現状である。</p> <p>文化財の保護や保存には、多大な苦労があると思う。早急に、保存施設や整理施設の老朽化を改善し、将来に継承していける事業として推進してほしい。市民の理解、協力も不可欠であり、啓発活動により一層努めてほしい。</p>
<b>教育委員会の方針</b>
<p>遺跡内における開発工事や遺跡範囲外における大規模な開発事業には、<b>立会</b>いや発掘調査を行い、記録保存に努める。また、市内の文化財をできる限り調査し、指定等保存に努めるとともに、文化財収蔵においては、整理統合の学校施設の活用を検討する。</p> <p>さらに、文化財関係の人材確保は関係課と継続して協議を行う。</p>

事業名	向出遺跡整備保存事業	担当課	生涯学習推進室
目的	全国的に周知された遺跡である向出遺跡を保護、保存する。		
事業の概要	西日本屈指の縄文時代の貴重な向出遺跡を国の史跡に指定することにより、破壊することなく保存し、将来に継承する。		
平成29年度の取組状況	保存に向けて大阪府と協議を行った。 4月、3月に「むかいで通信」を発行した。		
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	25	平成30年度 (予算額)
総合内部評価	保護・保存するための体制が整備されていないが、市民に向出遺跡の重要性を啓発するため、4月と3月に「むかいで通信」を発行した。		
今後の課題と改善策	史跡指定に当たっては、地権者の同意や土地買収の費用が必要である。市民啓発のため、引き続き「むかいで通信」を発行していく。 平成30年度は「文化財保護啓発事業」とともに「文化財保護啓発事業」に統合される。		

評価委員の意見

予算なしの状況で、調査・保存・展示・啓発そして管理と大変な作業は難しい。  
向出遺跡は、貴重な文化財だと聞くが、それを知る市民はどれだけいるのだろうか。  
市民を巻き込みながら、是非、関係者の努力で、予算を確保し、保存、継承への道に進めてほしい。

教育委員会の方針

向出遺跡の史跡整備には多額の予算が必要となることから、長期的な視点で取り組むこととし、引き続き遺跡への理解を図るため、ウェブサイト、高齢者でも手に取りやすい紙ベースの情報誌「広報はんなん」や「むかいで通信」による情報発信も積極的に行う。

事業名	文化財啓発事業		担当課	生涯学習推進室
目的	市民が文化財大切さを理解し、積極的に保護・保存を行う。			
事業の概要	ウェブサイト、パンフレット、歴史マップ等で情報を発信する。 歴史資料展示室を管理運営する。 学校教育や各種団体に所蔵品や情報の提供する。 文化財に関する問合せや出前講座について対応する。 誰もが地域の歴史・文化を学習できる環境を作る。			
平成29年度の取組状況	歴史資料展示室の開館、運営を行い、文化財展示1回、文化財ミニ展示2回を行い、出前講座の要請が14回、文化財ボランティア講座を7回開催した。回想法に使用するため民俗文化財を1回貸出した。			
事業費（千円）	平成29年度（決算額）	101	平成30年度（予算額）	-
総合内部評価	歴史資料展示室の開館、文化財展示、歴史講座等で文化財の啓発に努めた。			
今後の課題と改善策	歴史資料展示室は耐震が必要で、新たに建設するにも多額の費用が必要となる。また、展示室は無人のため事前予約が必要であり、随時見学することができない。平成30年度は「向出遺跡整備保存事業」とともに「文化財保護啓発事業」に統合する。			

評価委員の意見

「阪南市の歴史文化遺産」を拝見し、素晴らしい資料、多くの新しい発見があり、改めて阪南市の文化財への見識が深まった。市民への啓発を強く望む。  
現在の歴史資料展示室で十分市民の期待に応えられる施設であるかどうか疑問を持つ。施設の改修・移転など課題解決には難しさもあると思うが、市民の興味・関心を引き付けるために、もう少し予算を勝ち取り、改善を図ってほしい。  
資料が年々増加しており、収納施設等は不十分であるが、文化財の保存継承を発展させて次世代へ伝えていくために、市民意識の向上と更なる啓発に、一層努めてほしい。

教育委員会の方針

保存施設としては、廃校施設を活用する。歴史資料展示室は、耐震化や常時開設などの課題があり、長期的な検討も必要であるが、阪南市の文化財に対して市民がより興味を持つようなイベントを行っていききたい。  
広報はなんやウェブサイト、報道機関などを活用し、本市の歴史資料の情報発信に取り組むとともに、小学生を中心にこども講座や伝統文化子ども教室の開催など、歴史体験講座やまち案内ボランティア講座を開催する。

## 第5節 国際交流の推進

### ■現状と課題

---

- 人と人とのふれ合いをテーマに、市民が主体的に国際交流活動を続けており、市内での多文化交流をより一層進めるためにも、市内での外国人の受け入れ先となるホストファミリーのさらなる確保が求められています。
- 国際交流活動への理解・促進を図るため、市内の活動団体と協力し、外国人や市民に気軽に参加してもらえるイベントを開催していますが、多言語での広報やインターネットの活用など、活動やイベントのアピールにより一層の工夫が必要となっています。

### ■施策のめざす姿

---

- 市民が、国際理解を深め、親しみを持って交流活動をしています。

## 事業名

1 国際交流委託事業
------------



事業名	国際交流委託事業		担当課	生涯学習推進室
目的	市民の国際理解の推進を図るとともに、豊かな交流活動を育むための支援を図る。			
事業の概要	市内を中心に活動する国際交流団体等と協力して、市民レベルでの交流事業の充実を図る。 公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会を行う。 講演会、コンサートなどにより多文化共生を啓発するイベントを実施する。			
平成29年度の取組状況	市内の国際交流団体と協力して、市民ニーズに合った交流事業を実施した。 平成29年12月、市内で日本語を学習する外国人との交流事業「日本語発表会」を開催。平成30年2月、市民に多文化共生を啓発する「INTECまつり2018」を開催した。			
事業費（千円）	平成29年度（決算額）	141	平成30年度（予算額）	100
総合内部評価	市内の国際交流団体と協力して、各団体が得意とする交流プログラムを協議し、多彩な文化を理解できる幅広い事業を市民に提供することができた。			
今後の課題と改善策	国際化に対する理解をより深め、外国人との交流や海外の団体とのネットワークを構築するには、さらに幅広い取組が必要である。 また、外国人に対するニーズ把握が難しい点もあることから、イベント参加者へのアンケート調査を行うなど、外国人の参加を促進できるような事業展開を検討する必要がある。			

<b>評価委員の意見</b>
<p>市内国際交流団体との協力により、市民ニーズに合った交流事業ができたことはよかったが、市民に対する広報啓発が不足しているように思う。より一層、多文化共生の市民啓発が必要と考える。</p> <p>外国へ旅立つ日本人も来日する外国人も、年々増えている。場所によっては、外国人を多く見かける光景もある。日本人の国際化に対する理解は、まだまだ不十分であり、市民一人ひとりの国際感覚を養う必要性を強く感じる。本事業の推進のもと、さらに市民の国際理解を深めてほしい。</p> <p>小学校にも外国語活動が導入されつつある。子どもたちにとって、外国の人々と話す機会を持つことは、よい学びの場になると考える。本事業を活用して、小学生や中学生と交流することは可能だろうか。</p>
<b>教育委員会の方針</b>
<p>市民主導による草の根の国際交流事業として、市内の国際交流団体と協力して、市民の国際理解と国際感覚を深めるための事業展開を図っている。しかし一方で、内容が定番化しているとの指摘もある。また、急速に広がりを見せる様々なニーズに対応しきれていない現状もある。今後も国際交流団体と連携しながら、市民の国際化に対する理解を少しでも深めていく。</p>

## 第6節 生涯スポーツの振興

### ■現状と課題

- 「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯スポーツを振興するための拠点である社会体育施設において、柔軟な発想のもと、さらなるサービスの向上が求められています。
- スポーツ指導者が不足しがちであるため、スポーツレクリエーション指導者の人材育成を推進することにより、地域社会での指導者の活動の広がりが求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民が生涯スポーツを楽しみ、潤いや生きがいのある生活をしています。

## 事業名

1 社会体育施設管理運営事業	7 健幸ポイントプロジェクト事業
2 憩いの広場管理事業	
3 スポーツ推進委員活動事業	
4 スポーツ活動推進事業	
5 生涯スポーツ指導者等講習会開催事業	
6 各種大会運営委託事業	



事業名	社会体育施設管理運営事業		担当課	生涯学習推進室
目的	市民スポーツの振興、市民の健康や体力の向上、世代間での交流を促進するために各施設を運営する。			
事業の概要	スポーツに関わる市民へのサービスの向上、利用の拡大のため、指定管理者による社会体育施設（総合体育館、中央運動広場、桑畑総合グラウンド、市立テニスコート、市営プール（中央・尾崎・下荘・上荘・東鳥取・和泉鳥取））の効率的な管理運営、スポーツスクールや各種体育教室などを開催する。なお、管理運営にあたっては指定管理者ミズノグループサービスにて行っている。指定管理期間は平成30年度末までとなることから、平成31年度からの指定管理者の選定を平成30年度中に行う。			
平成29年度の取組状況	日常及び定期的な点検を実施することにより適切な維持管理に努め、各種教室の充実など、使用者の視点に立った様々な取組によるサービス向上を図った。また、利用率が低い施設については、市民に周知するためにテニス大会等を積極的に実施した。			
事業費（千円）	平成29年度 （決算額）	60,898	平成30年度 （予算額）	63,802
総合内部評価	適切な維持管理に努め、使用者の視点に立った様々な取組によるサービス向上を図った。また、利用率の低い施設の周知を行うため、様々な大会等を積極的に開催するなど利用率向上に努めた。			
今後の課題と改善策	利用率が低い施設は、市民の認知向上のための講習会や大会などを今後も積極的に行い、利用促進を図る。 建物の経年劣化については、改修計画に基づく適正な施設整備ができるよう指定管理者と協議する。			

評価委員の意見

市民の健康や体力向上への意識は大きく高まり、高齢者の健康や体力向上に向けた参加率も今後増えていくだろう。それぞれの年代にあった催しと安全な管理運営をお願いする。総合体育館等の社会体育施設は、そのためにも重要な役割を果たしている。新たな指定管理者との連携を密にして、課題を克服しながらスポーツの振興に努めてほしい。  
「だれもがいつでもどこでも気軽に参加できる」生涯スポーツを振興する社会体育施設は、現在、ミズノグループによって運営されているが、様々な取組により、利用者の視点に立ったサービスの提供に感謝している。しかし、指定管理団体に対し、市から別途助成金を支払うことについては、再考の必要がある。

教育委員会の方針

今後も新指定管理者と連携しながら、それぞれの年代やニーズにあった事業の展開を図る。助成金については、指定管理団体ではなく、その下部組織である各連盟の活動に対し助成しているものだが、今後、市の方針等を踏まえて再考する。

### **Ⅲ 教育委員会会議の実施状況及び教育委員会の活動状況**

平成29年度教育委員会議実施状況 開催順

年度	会議名	開催日	議案案件数				新教育長	出席委員数	傍聴人数	備考
			承認	協議	議決	報告				
29	定例教育委員会	平成29年4月21日	1	0	1	8	1	4	0	
	定例教育委員会	5月17日	1	0	3	6	3	3	0	
	定例教育委員会	6月15日	1	0	7	7	1	4	0	
	定例教育委員会	7月20日	1	0	2	6	2	4	0	
	臨時教育委員会	7月31日	0	0	1	0	0	4	6	教科用図書(小学校道徳)採択
	定例教育委員会	8月24日	2	0	0	3	3	4	0	
	定例教育委員会	9月21日	1	0	1	5	2	4	0	
	定例教育委員会	10月19日	1	2	0	2	1	4	0	
	定例教育委員会	11月16日	1	0	1	3	1	4	0	
	定例教育委員会	12月21日	1	0	2	6	1	4	0	
	定例教育委員会	平成30年1月18日	1	0	0	4	3	4	0	
	臨時教育委員会	2月15日	1	0	2	3	0	4	-	秘密会(管理職員人事)
	定例教育委員会	2月15日	1	0	1	3	3	4	1	
	定例教育委員会	3月15日	2	0	3	7	3	4	0	
臨時教育委員会	3月15日	0	0	3	0	0	4	-	秘密会(一般職員人事)	
定例12回	臨時3回	計15回	15	2	27	63	24	7		

平成29年 3月 6日 教育長及び教育委員4名の任命について、議会の同意を得る。

同日付で教育委員3名就任(うち2名再任、1名新任)。

7日～31日 教育長不在につき、教育長職務代理者が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

4月 1日 教育長、教育委員1名就任(ともに新任)し、5名体制となる。教育長から教育長職務代理者を指名。

平成30年 3月 5日 教育長職務代理者任期満了につき退任。2月15日臨時教育委員会にて新たに教育長職務代理者を指名。

3月 6日 保護者委員1名の任命について、議会の同意を得る。

同日付で保護者委員1名就任(新任)。

新教育委員会制度(教育長と教育委員で構成)へ移行

## 平成29年度 教育委員会の活動状況

開催日時順

### ◆市町村教育委員会委員長・教育長会議

- ・日 時 平成29年4月5日（水）14：00～
- ・場 所 ホテルアウヰーナ大阪
- ・内 容 平成29年度の大阪府教育委員会組織体制について
- ・出席者 教育長

### ◆大阪府都市教育長協議会

- ・日 時 平成29年4月14日（金）15：00～
- ・場 所 ホテルアウヰーナ大阪
- ・内 容 総会、定例会
- ・出席者 教育長

### ◆近畿都市教育長協議会定期総会

- ・月 日 平成29年4月27日（木）～28日（金）
- ・場 所 ホテルアゴーラ大阪守口
- ・内 容 総会、講演、情報交換会 等  
テーマ  
『未知の状況にも対応できる力の育成  
～「何を知っているか」から「何ができるか」・「できることを  
どう使うか」へ～』
- ・出席者 なし（別件公務につき、当日欠席）

### ◆全国都市教育長協議会定期総会・研究大会

- ・月 日 平成29年5月18日（木）～19日（金）
- ・場 所 なら100年会館、はぐくみセンター（奈良市）
- ・内 容 テーマ  
『一人一人の可能性を最大限に伸ばす、次世代の学校・地域の在り方』  
総会、文部科学省講話、講演 等
- ・出席者 教育長

### ◆大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会

- ・日 時 平成29年5月22日（月）13：30～
- ・場 所 ホテルアウヰーナ大阪
- ・内 容 総会、講演  
講演テーマ『大阪をめぐる教育の動向』
- ・出席者 教育長、教育委員2名

◆大阪府都市教育長協議会

- ・日 時 平成29年7月14日（金）15：00～
- ・場 所 ホテルアウリーナ大阪
- ・内 容 定例会、情報交換会
- ・出席者 教育長

◆大阪府都市教育長協議会夏季研修会

- ・日 時 平成29年7月28日（金）13：30～
- ・場 所 ホテルアウリーナ大阪
- ・内 容 全体研修『教員の負担軽減（働き方改革）について』  
部門別研修 平成30年度大阪府教育予算に対する要望書及び  
平成31年度文部科学省予算に対する要望書について  
（検討・協議・作成）
- ・出席者 教育長

◆泉南地区教育委員会連絡協議会（平成29年度幹事市）

- ・日 時 平成29年8月24日（木）16：00～
- ・場 所 スターゲイトホテル関西エアポート
- ・内 容 協議会、講演、情報交換会  
講演テーマ『大阪の教育、今とこれから』  
－泉南地区にスポットを当てながら－
- ・出席者 教育長、全教育委員

◆大阪府都市教育長協議会夏季研修会・定例会

- ・日 時 平成29年8月25日（金）14：30～
- ・場 所 ホテルアウリーナ大阪
- ・内 容 平成30年度大阪府教育予算に対する要望書及び平成31年度  
文部科学省予算に対する要望書について（部門別報告・まとめ）
- ・出席者 教育長

◆大阪府都市教育長協議会定例会

- ・日 時 平成29年10月6日（金）15：00～
- ・場 所 ホテルアウリーナ大阪
- ・内 容 平成30年度大阪府教育予算に対する要望書及び平成31年度  
文部科学省予算に対する要望書の最終まとめ、情報交換会
- ・出席者 教育長  
※情報交換会 阪南市教育長発表  
テーマ『学校園の整理統合と公立幼稚園の将来について』

◆近畿市町村教育委員会研修会

- ・日 時 平成29年10月24日(火) 13:00～
- ・場 所 粉河ふるさとセンター(和歌山県紀の川市)
- ・内 容 講演、実践発表  
講演テーマ『発達障害のある子どもと向き合う』  
叱らないけど譲らない支援
- ・出席者 教育長

◆近畿都市教育長協議会研究協議会

- ・日 時 平成29年10月26日(木)～27日(金)
- ・場 所 天王寺都ホテル
- ・内 容 講演、事例発表、情報交換会  
全体テーマ  
『未知の状況にも対応できる力の育成  
～「何を知っているか」から「何ができるか」・「できることを  
どう使うか」へ～』  
講演テーマ『素敵に生きよう』
- ・出席者 教育長

◆大阪府市町村教育委員会研修会

- ・日 時 平成29年11月6日(月) 14:00～
- ・場 所 ホテルアウヰーナ大阪
- ・内 容 講演  
講演テーマ『「特別の教科 道徳」の全面実施を前にして  
～主体的・対話的で深い学びがある「道徳科」の実現をめざして～』
- ・出席者 教育長、教育委員1名

◆大阪府都市教育長協議会秋季研修会

- ・日 時 平成29年11月7日(火) 10:00～
- ・場 所 藤井寺市立生涯学習センター(アイセル シュラ ホール)  
市立道明寺こども園、道明寺天満宮、応神天皇陵、古室山古墳
- ・内 容 講演、施設見学  
講演テーマ『百舌鳥・古市古墳群の魅力』
- ・出席者 教育長

- ◆泉南地区教育委員会研修会（平成29年度幹事市）
  - ・日時 平成29年11月9日（木）14：30～
  - ・場所 和泉学園
  - ・内容 概要説明、施設見学、情報交換会  
テーマ『非行少年の立ち直りと少年院の教育について』
  - ・出席者 教育長、全教育委員
  
- ◆大阪府都市教育委員会連絡協議会泉北・泉南ブロック研修会
  - ・日時 平成29年11月15日（水）11：45～
  - ・場所 日本生命野球部寮（貝塚市）
  - ・内容 講演、施設見学会
  - ・出席者 教育長、教育委員3名
  
- ◆大阪府都市教育長連絡協議会
  - ・日時 平成30年1月12日（金）15：00～
  - ・場所 ホテルアウィーナ大阪
  - ・内容 定例会、情報交換  
平成29年度歳入歳出決算の中間報告、平成30年度事業予定
  - ・出席者 教育長
  
- ◆泉南地区教育長協議会
  - ・日時 平成30年1月15日（月）15：00～
  - ・場所 貝塚市教育研究センター
  - ・内容 情報交換会
  - ・出席者 教育長
  
- ◆市町村教育委員研究協議会
  - ・日時 平成30年1月16日（火）13：00～
  - ・場所 大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）
  - ・内容 行政説明（初等中等教育施策の動向等）、研究分科会
  - ・出席者 教育委員2名

◆大阪府都市教育委員会連絡協議会研修会

- ・日 時 平成30年1月29日（月）14：00～
- ・場 所 ホテルアウヰーナ大阪
- ・内 容 講演  
講演テーマ『「特別の教育 道徳」の全面実施に向けて、今しなければならぬこと  
－検定教科書への対応、指導方法の工夫、評価の在り方－』
- ・出席者 教育長、教育委員1名

◆平成29年度市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議

- ・日 時 平成30年2月14日（水）10：00～
- ・場 所 ホテルアウヰーナ大阪
- ・内 容 平成30年度当初予算案、市町村教育委員会に対する指導・助言事項
- ・出席者 教育長

◆泉南地区教育長連絡協議会研修会

- ・日 時 平成30年2月21日（水）8：15～
- ・場 所 奈良市立富雄北小学校、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
- ・内 容 施設見学
- ・出席者 教育長

◎主要な出張等の活動を記載。

その他、初任者研修、学校行事出席、学校訪問、  
教育委員会関連行事出席、社会教育施設訪問等の活動あり。

# 資 料 等

## 《関係法令》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）  
（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

### 第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

**第二十一条** 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

**第二十六条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

**2** 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○阪南市教育委員会評価委員会条例

平成25年12月24日

条例第27号

改正 平成27年3月27日条例第2号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、阪南市教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平27条例2・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について、検証し、教育委員会に意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)

附則第2条第1項の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「旧法」という。)第16条第1項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合において、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年阪南町条例第27号)、特別職の職員の給与に関する条例(昭和47年阪南町条例第30号)、阪南市特別職等の職員の退職手当に関する条例(平成2年阪南町条例第14号)、阪南市特別職給料等審議会条例(平成3年阪南町条例第23号)、阪南市職員の厚生制度に関する条例(平成17年阪南市条例第31号)若しくは阪南市教育委員会評価委員会条例(平成25年阪南市条例第27号)の規定又は教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和47年阪南町条例第31号)の廃

止は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例、阪南市特別職等の職員の退職手当に関する条例、阪南市特別職給料等審議会条例、阪南市職員の厚生制度に関する条例若しくは阪南市教育委員会評価委員会条例の規定又は廃止前の教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 5 改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第4条第1項の規定による新法第13条第1項の教育長（以下「新教育長」という。）の任命のために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 6 施行日から4年を経過するまでの間に任命される教育委員会の委員の任期は、改正法附則第4条の規定により、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることがないように、1年以上4年以内で市長が定めるものとする。
- 7 施行日（附則第2項の場合にあつては、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日）以後最初に新法第4条第1項の規定により新教育長が任命されるまでの間は、市長は、改正法附則第5条の規定により教育委員会の委員のうちから、新教育長の職務を行う者を指名することができる。

# 平成29年度 阪南市学校園教育基本方針

阪南市教育委員会

## 1 基本理念

- ◎ 基礎的・基本的な学習内容の定着と活用する力の育成を図り、自ら学び、考え、判断し、行動できる子どもを育てる。
- ◎ 自尊感情と思いやりの心を育み、共に前向きに生きる子どもを育てる。
- ◎ 地域の力を教育活動に活かし、社会の一員として生き抜いていく子どもを育てる。

## 2 基本方針・重点行動

### A 学ぶ力を育む

#### 【基本方針】

- \* 学習指導要領改訂を踏まえた取組の推進
- \* 基礎基本の定着
- \* 主体的に学ぶ力と活用する力の育成

#### 【重点行動】

- 「めあて」の提示と「ふり返り」を行うとともに、「主体的・対話的で深い学び」をめざし、授業改善を推進する。
- 反復学習や家庭学習を充実させ、基礎基本の定着を図る。
- 英語によるコミュニケーション力の向上を図るため、担任及び英語教科担任が主となり、ALTと協力した授業づくりを充実させる。

#### 【努力目標】

- 指導と評価の一体化に努め、教員一人ひとりの授業力と評価の力量を高める。
- 根拠を明確にして論理的に記述する力を養うため、子どもの考えが残るノート作り等、授業改善の取組を進める。
- 小・中学校それぞれの取組を共有し、一貫した学習規律の定着を推進するとともに、幼児期と学齢期の学びの連続性をふまえた教育活動を推進する。
- 学校図書館を有効活用するとともに、市立図書館と連携して、読書活動の充実を図る。
- 情報活用能力の向上に努め、ICTを有効活用した授業づくりを推進する。

## **B 健康教育と体力づくりを推進する**

### **【基本方針】**

- \* 学校園と家庭・地域の協働による健康的な生活習慣の確立と体力づくり
- \* 全教職員の連携・協力による「食に関する指導」の推進

### **【本年度の重点行動】**

- 発達段階に応じて、具体的な体力づくりの取組を推進する。
- 武道をはじめ体育等における安全確保のための研修や取組を充実させる。
- 食物アレルギー等に関する研修を実施し、子どもの健康安全を確保する。

### **【努力目標】**

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、児童生徒の体力を把握・分析し、就学前からの体力向上の取組を推進する。
- 「食」と「心身の健康」の関連性や重要性の理解を図るために、家庭・地域と協働した取組を推進する。

## **C 道徳性を養う**

### **【基本方針】**

- \* 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性の育成
- \* 一人ひとりの子どもを十分に理解し、家庭・地域の願いを受けとめ、全教育活動を通じた道徳教育の推進

### **【重点行動】**

- 学校園が一体となって道徳教育を進めるため、各学校園の道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心に全体計画の充実を図る。
- 子どもの豊かな人間性を育むため、道徳教育を計画的・発展的に行う。
- 「特別の教科 道徳」の全面実施に向けた研修等を行う。

### **【努力目標】**

- 各校の道徳重点目標に基づいた教育を通して、子どもの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養う。
- 子どもの発達段階に応じて創意工夫された教材を通して、子どもが主体的に考え・議論する授業を行う。
- 授業公開や地域の人々の参画等によって、家庭・地域との連携を積極的に行う。

## **D 人権意識を高め、実践的行動力を育成する**

### **【基本方針】**

- \* 全教育活動における人権意識の涵養と豊かな学びを導く子ども集団の確立
- \* 人権教育指導体制の充実
- \* 自他の生命と人権を尊重する心と態度の育成

### **【重点行動】**

- 子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な今日的人権問題の解決をめざした教育を推進する。
- 大阪府教育委員会作成の「人権教育推進の方向性」に沿った組織的・計画的な取組及び実践的な研修を学校園において積極的に実施する。

### **【努力目標】**

- 自他の生命の大切さを考える人権教育の授業を通して、発達段階に応じた行動ができる力を育成する。
- すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるとともに、人権教育の成果を継承できるよう研修を行う。

## **E 学校園運営体制を確立し、教員の指導力・教育力の向上を図る**

### **【基本方針】**

- \* 学校園評価を活かし、組織的・継続的改善を図る運営体制づくり
- \* すべての教職員が学校園運営に参画する校園内体制づくり
- \* 校園内研究の内容・方法の工夫改善及び外部研修の積極的活用

### **【重点行動】**

- 教職員の世代交代や整理統合が進む各学校園において、分掌や運営の在り方を見直し、一層効率的な学校園運営組織の構築を図る。
- 長期的・短期的課題の解決に向け、校園内研修の充実を図るとともに校園外研修で得た学びを共有し、日々の実践に活かす。
- 中学校区において積極的に連携し、各校園の成果を共有する。

### **【努力目標】**

- 取組の成果を計画的に検証し、PDCAサイクルの活性化を図る。
- OJTにより教職経験の少ない教員や学校園運営の中心となるミドルリーダーを育成する。  
特に、首席や指導教諭はその職務と職責を自覚し、積極的に学校運営を担う。

## **F 子ども理解に基づいた生徒指導を推進する**

### **【基本方針】**

- \* 生徒指導体制の確立と充実
- \* 子どもの成長を促す生徒指導の充実
- \* いじめ・不登校や暴力行為等の未然防止と早期発見・早期対応体制の強化

### **【重点行動】**

- 生徒指導体制の充実を図るため、中学校区で統一したテーマを設定する等、小中連携・小小連携をいっそう推進する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、一人ひとりの子どもや保護者への適切な関わり方を共有する。
- 生徒会・児童会活動において、子どもが自主的に取り組める活動を充実させ、自己教育力を育成する。
- 各校策定の「いじめ防止基本方針」の行動計画を実行し、いじめを見逃さない学校をめざす。

### **【努力目標】**

- 問題行動対応チャートを活用し、関係諸機関との連携を強化する。
- アンケートや教育相談を組織的・計画的に実施し、子ども理解に努める。
- 人間関係構築力やコミュニケーション力の育成を図り、安全・安心な学校園づくりを推進する。

## **G 個に応じ、自立に向けた支援教育を推進する**

### **【基本方針】**

- \* すべての子どもがともに学ぶインクルーシブ教育の推進
- \* すべての子どもの自立をめざす教育支援体制の確立
- \* 人権教育、生徒指導、学力向上などと連動した支援教育の推進

### **【重点行動】**

- ユニバーサルデザインを取り入れ、すべての子どもが「わかる」ことを実感できる授業づくりや学習環境の整備を進める。
- 合理的配慮について適切に対応するとともに、支援教育の理解啓発を一層推進する。
- すべての教員が「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を共有し、系統性のある一貫した支援を充実させる。

### **【努力目標】**

- 通級指導教室での指導・支援をより一層充実させるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分発揮できるよう、担任との連携や校内の支援体制の充実を図る。
- 支援教育コーディネーターは自らの専門性を高めるとともに、校園内の支援教育に関する取組みを充実させる。

## H 安全を最優先した危機管理体制の確立を図る

### 【基本方針】

- \* 各校園の「学校安全計画」等に基づく、安全教育と安全指導の推進
- \* 危機管理体制の強化と防災教育の充実
- \* 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応体制の充実と関係諸機関との連携強化

### 【重点行動】

- 子どもの登下校の安全を確保するため、通学路の点検を実施するとともに、学校、保護者、地域、見守りボランティア、スクールガード・リーダー、関係機関等が連携した取組を推進する。
- 実践的な防災教育・防災訓練を通じて自らの命を守るための「主体的に行動する態度」を育む。
- DV撲滅宣言都市としての教職員の意識を高めるとともに、児童虐待防止に向けて校園内での見守りを強化し、府や市の福祉機関等との連携を密にする。

### 【努力目標】

- 各校園の「学校安全計画」を全教職員で定期的に見直し、教職員の危機意識向上と危機管理体制の強化を図る。

## I 家庭・地域との協働と関係諸機関との連携を強める

### 【基本方針】

- \* 教育コミュニティづくりの推進
- \* キャリア教育の推進

### 【重点行動】

- 学校園や地域の特色を活かした各地域教育協議会の成果と課題を共有し、子どものよりよい成長を促すための活動を充実・発展させる。
- 異校種間の連携を進め、子どもの発達段階に応じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成する。

### 【努力目標】

- 家庭教育支援の充実に向け、親学習リーダーなど地域の人材と連携した親学習講座を実施することにより、家庭の教育力・養育力の向上に努める。
- 保幼小中をはじめとする各関係機関との連携を深め、課題に対し協働して取り組む。
- キャリア教育全体指導計画に基づき、系統的に「めざす子ども像」の実現に向けた取組を行う。

# 平成30年度 阪南市学校園教育基本方針

阪南市教育委員会

## 1 基本理念

- ◎ 基礎的・基本的な学習内容の定着と活用する力の育成を図り、自ら学び、考え、判断し、行動できる子どもを育てる。
- ◎ 自尊感情と思いやりの心を育み、共に前向きに生きる子どもを育てる。
- ◎ 地域の力を教育活動に活かし、社会の一員として生き抜いていく子どもを育てる。

## 2 基本方針・重点行動・努力目標

### A 学ぶ力を育む

#### 【基本方針】

- \* 小・中学校学習指導要領、幼稚園教育要領を踏まえた取組の推進
- \* 基礎的・基本的な学習内容の定着
- \* 主体的に学ぶ力と活用する力の育成

#### 【重点行動】

- 「めあて」の提示と「ふり返し」を行うとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業改善を推進する。
- 家庭における学習習慣の定着を図り、自ら進んで学ぶ態度を育成する。
- 小学校外国語では担任及び教科担当が主で行う授業を充実させ、中学校英語ではオールイングリッシュの授業を意識した授業改善を推進することで、子どもたちの外国語によるコミュニケーション力の向上を図る。
- 幼児期にふさわしい生活が展開されるよう「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた適切な環境構成を充実させ、柔軟な保育活動を推進する。

#### 【努力目標】

- 指導と評価の一体化に努め、教員一人ひとりの授業力と評価の力量を高める。
- 自分の考えを筋道立てて記述したり、説明したりできる表現力を育成する。
- 幼児期と学齢期の学びの連続性をふまえた教育活動を推進するとともに、小・中学校それぞれの取組を共有し、一貫した学習規律の定着を推進する。
- 学校図書館を積極的に活用し、読書活動・学習活動の充実を図る。
- 情報活用能力の向上に努め、ICTを有効活用した授業づくりを推進する。

## **B 健康教育と体力づくりを推進する**

### **【基本方針】**

- \* 学校園と家庭・地域の協働による健康的な生活習慣の確立と体力づくり
- \* 全教職員の連携・協力による「食に関する指導」の推進

### **【重点行動】**

- 子どもの家庭での生活状況を把握し、家庭、地域、諸団体と連携して、生活習慣を改善させる取組を推進する。
- 武道をはじめ体育等における安全確保のための研修や取組を充実させる。
- 食物アレルギーに関する研修等を実施し、子どもの健康安全を確保する。

### **【努力目標】**

- 遊びや生活の中で、幼児期に必要な多様な動きを経験し、体力・運動能力の基礎を培う取組を推進する。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、児童生徒の体力を把握・分析し、体力向上の取組を推進する。
- 「食」と「心身の健康」の関連性や重要性の理解を図るために、家庭・地域と協働した取組を推進する。

## **C 道徳性を養う**

### **【基本方針】**

- \* 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性の育成
- \* 一人ひとりの子どもを十分に理解し、家庭・地域の願いを受けとめた、全教育活動を通じた道徳教育の推進

### **【重点行動】**

- 学校園が一体となって道徳教育を進めるため、各学校園の道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心に全体計画の充実を図る。
- 子どもの豊かな人間性を育むため、道徳教育を計画的・発展的に行う。
- 「特別の教科 道徳」の授業において、教員一人ひとりが、多様な指導方法を創意工夫しながら展開し、児童生徒の成長につながる評価ができるよう、情報共有及び研修を行う。

### **【努力目標】**

- 各校園の道徳重点目標に基づいた教育を通して、子どもの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養う。
- 子どもの発達段階に応じて創意工夫された教材を通して、子どもが主体的に考え・議論する授業を行う。
- 家庭・地域と相互に協力し、授業公開や地域の人々の参画等を積極的に行う。

## **D 人権意識を高め、実践的行動力を育成する**

### **【基本方針】**

- \* 全教育活動における人権意識の涵養
- \* 人権教育指導体制の充実
- \* 自他の生命と人権を尊重する心と態度の育成

### **【重点行動】**

- 子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、性的マイノリティ等の今日の人権問題の解決をめざした教育を推進する。
- 大阪府教育委員会作成の「人権教育推進の方向性」に沿った組織的・計画的な取組及び実践的な研修を学校園において積極的に実施する。

### **【努力目標】**

- 自他の生命の大切さを考える人権教育を通して、発達段階に応じた行動ができる力を育成する。
- すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるとともに、人権教育の成果を継承できるよう研修を行う。

## **E 学校園運営体制を確立し、教員の指導力・教育力の向上を図る**

### **【基本方針】**

- \* 学校園評価を活かし、組織的・継続的改善を図る運営体制づくり
- \* すべての教職員が学校園運営に参画する校園内体制づくり
- \* 校園内研究の内容・方法の工夫改善及び外部研修の積極的活用

### **【重点行動】**

- 教職員の世代交代や整理統合が進む各学校園において、分掌や運営の在り方を見直し、一層効率的な学校園運営組織の構築を図る。
- 各校園の課題に正対した校園内研修の充実を図るとともに、外部研修で得た学びを共有し、日々の実践に活かす。
- 中学校区において積極的に連携し、成果のある取組を各校園で共有する。

### **【努力目標】**

- 取組の成果を計画的に検証し、PDCAサイクルの活性化を図る。
- OJTにより教職経験の少ない教員や学校園運営の中心となるミドルリーダーを育成する。  
特に、首席や指導教諭はその職務と職責を自覚し、積極的に学校運営を担う。

## **F 子ども理解に基づいた生徒指導を推進する**

### **【基本方針】**

- \* 生徒指導体制の確立と充実
- \* 子どもの成長を促す生徒指導の充実
- \* いじめ・不登校や暴力行為等の未然防止と早期発見・早期対応体制の強化

### **【重点行動】**

- 生徒指導体制の充実を図るため、中学校区で統一したテーマを設定する等、小中連携・小小連携をいっそう推進する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、一人ひとりの子どもや保護者への適切な関わり方を共有する。
- 生徒会・児童会活動において、子どもが自主的に取り組める活動を充実させ、自己教育力を育成する。
- 各校策定の「いじめ防止基本方針」の行動計画を実行し、いじめを見逃さない学校をめざす。

### **【努力目標】**

- 問題行動対応チャートを活用し、関係機関との連携を強化する。
- アンケートや教育相談を組織的・計画的に実施し、子ども理解に努める。
- 人間関係構築力やコミュニケーション力の育成を図り、安全・安心な学校園づくりを推進する。

## **G 個に応じ、自立に向けた支援教育を推進する**

### **【基本方針】**

- \* すべての子どもがともに学ぶインクルーシブ教育の推進
- \* すべての子どもの自立をめざす教育支援体制の確立
- \* 人権教育、生徒指導、学力向上などと連動した支援教育の推進

### **【重点行動】**

- ユニバーサルデザインを取り入れ、すべての子どもが参加できる保育や授業を推進する。
- 合理的配慮について適切に対応するとともに、すべての子どもに対する支援教育の理解啓発を一層推進する。
- すべての教員が「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を共有し、系統性のある一貫した支援を充実させる。

### **【努力目標】**

- 通級指導教室での指導・支援をより一層充実させるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分発揮できるよう、担任との連携や校内の支援体制の充実を図る。
- 支援教育コーディネーターは自らの専門性を高めるとともに、校園内の支援教育に関する取組を充実させる。
- 人とのつながりを大切にしながら、幼稚園生活全体を通して、発達を促していく取組を充実させる。
- 専門家や関係機関との連携を図り、早期からの適切な支援を充実させる。

## H 安全を最優先した危機管理体制の確立を図る

### 【基本方針】

- \* 各校園の「学校安全計画」等に基づく、安全教育と安全指導の推進
- \* 危機管理体制の強化と防災教育の充実
- \* 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応体制の充実と関係諸機関との連携強化

### 【重点行動】

- 子どもの登下校の安全を確保するため、通学路の点検を実施するとともに、学校、家庭、地域、見守りボランティア、関係機関等が連携した取組を推進する。
- 実践的な防災教育・防災訓練を通じて自らの命を守るための「主体的に行動する態度」を育む。
- 児童虐待防止に向けて教職員の意識を高めるとともに、校園内での見守りを強化し、府や市の福祉機関等との連携を密にする。

### 【努力目標】

- 各校園の「学校安全計画」を全教職員で定期的に見直し、教職員の危機意識向上と危機管理体制の強化を図る。

## I 子どもの豊かな成長に向け、家庭・地域との協働を充実させる

### 【基本方針】

- \* 教育コミュニティづくりの推進
- \* キャリア教育の推進

### 【重点行動】

- 学校園や地域の特色を活かした各地域教育協議会の成果と課題を共有し、子どものよりよい成長を促すための活動を充実・発展させる。
- 異校種間の連携を進め、子どもの発達段階に応じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成する。

### 【努力目標】

- 家庭教育支援の充実に向け、親学習リーダーなど地域の人材と連携した親学習講座を実施することにより、家庭の教育力・養育力の向上に努める。
- 保幼小中をはじめ、高校、大学、府立学校や私立の教育施設等との連携を深め、課題に対し協働して取り組む。
- キャリア教育全体指導計画に基づき、特別活動を要としつつ、系統的に「めざす子ども像」の実現に向けた取組を行う。

# 阪南市教育大綱

## まなぶ・はぐくむ・つなぐ 生涯学習のひと・まちづくり

### <めざす姿>

#### ～生涯にわたり学び、地域に還元できるまち～

- \*学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの“学び”や“育ち”を支援するとともに、園児・児童・生徒が、健やかで安全な学校園環境のもと、質の高い充実した教育をめざす。
- \*市民がスポーツに親しんだり、歴史・文化の教養を高めたりしながら、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある生活を送ることをめざす。

### <基本理念>

- 基礎的・基本的な学習内容の定着と活用する力の育成を図り、自ら学び、考え、判断し、行動できる子どもを育てる。
- 自尊感情と思いやりの心を育み、共に前向きに生きる子どもを育てる。
- 地域の力を教育活動に活かし、社会の一員として生き抜いていく子どもを育てる。
- 子どもから高齢者まで、だれもが自主的に学べる環境をつくる。
- 学びの成果を地域に還元することで、新たな学びの機会が生まれるような学習の循環ができる環境をつくり、将来の担い手を育成する。
- 人と人、人と地域をつなぎ、ともに支え合う地域コミュニティをつくる。

### <計画期間>

初回については、平成27年度から平成29年度の3年間とし、以降、本市「総合計画」の基本計画の策定に準じ、5年ごとに教育大綱の内容を見直すこととする。

## 【用語解説】

ICT	ICT（情報通信技術）とは、情報や通信に関連する科学技術の総称。
ALT	ALT（Assistant Language Teacher）の略。小中学校の英語の授業で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母国語とする（ネイティブスピーカー）の外国人教師。
OJT	日常業務を通じた従業員教育のこと。日本の企業が開発したもので、業務現場における日常的経験の積み重ねによって、仕事に必要な力を向上させていくというもの。
PDCAサイクル	典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施する。最後のactではcheckの結果から、最初のplanの内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な改善活動を推進するマネジメント手法。
PFI	PFI（Private Finance Initiative 民間資金等活用事業）の略。 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的、効果的な公共サービスを提供することをめざす。
PPP	PPP（Public Private Partnership 官民連携事業）の略。 PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸出しなど、行政と民間が連携することにより、お互いの強みを活かした公共サービスの提供、住民満足度の高いサービスの実現を図る。
アナフィラキシー	食物、アリや蜂など刺咬昆虫の毒、薬剤などに過敏に反応して、皮膚や呼吸器、循環器等の身体全体にアレルギー症状が引き起こされ、生命に危機を与えるような状態になること。 血圧低下や意識障害を伴う場合を、「アナフィラキシーショック」という。
アクティブラーニング	教師による一方的な指導ではなく、体験学習や教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークを中心とした授業を通して、子どもたちが主体的・協働的な問題発見・解決に取り組む能力を育成する。

<b>インクルーシブ教育</b>	障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えるため、通級による指導や支援学級等、多様で柔軟な仕組みを整備すること。
<b>キャリア教育</b>	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
<b>合理的配慮</b>	障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができるように、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。ただし、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない。
<b>スクールソーシャルワーカー</b>	子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者が担うことが多い。
<b>ソーシャルスキル</b>	対人関係や集団生活を上手に営んでいくための技能（スキル）。
<b>中央公民館体制</b>	阪南市立公民館（尾崎、東鳥取、西鳥取）のうち1館を中央公民館、他の2館を地区公民館と位置づけ、中央公民館に専門職員（社会教育主事有資格者）を配置して地区公民館を主導する体制のこと。三公民館の連携強化と公民館活動の活性化をめざす。
<b>ミドルリーダー</b>	校長、教頭の下で、教職員集団をとりまとめる首席・指導教諭や中堅教職員などのこと。経験の豊かな教職員と経験の少ない教職員とをつなぎ、学校組織運営で中心的な役割を担う。
<b>ユニバーサルデザイン</b>	障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
<b>レファレンス</b>	図書館の資料や情報を紹介・提供することにより、利用者の調べものや研究のサポート（手伝い）をすること。



平成30年度  
阪南市教育委員会点検・評価報告書  
(平成29年度施策・事業対象)

---

発行 阪南市教育委員会  
編集 生涯学習部 教育総務課  
〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1  
電話 072-471-5678 FAX 072-473-3504  
E-mail : [kyouiku-s@city.hannan.lg.jp](mailto:kyouiku-s@city.hannan.lg.jp)